

令和5年度

奈良県交通安全実施計画

奈良県交通安全対策会議

ま え が き

この交通安全実施計画は、令和3年7月21日に作成した「奈良県交通安全計画」第11次（令和3年度～令和7年度）の着実な推進のために、県内の陸上交通の安全に関し、県及び指定地方行政機関等が講じようとする施策について、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第25条第3項の規定に基づき、令和5年度の実施計画として取りまとめたものです。

令和4年中の奈良県内の道路交通の事故の状況は、人身事故件数2,603件（前年比－334件）、死者数29人（前年比－10人）、負傷者数3,092人（前年比－464人）で、人身事故件数、死者数及び負傷者は減少しました。

しかしながら、令和4年中の65歳以上の高齢者の死者数は14人で、全交通事故死者数に占める割合が約50%と非常に高いことから、死者数の一層の減少に取り組むことはもちろんのこと、交通安全教育の推進や高齢運転者に対する免許返納制度及び令和2年改正道路交通法により令和4年5月に導入された安全運転サポート車等限定条件付免許等の周知等により、事故そのものをさらに減少させる必要があるほか、高齢者の移動手段の確保など、「奈良県交通安全計画」第11次の基本的な考え方である高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築に向けての取り組みを加速させていかななくてはなりません。

また、令和5年4月1日から全ての自転車利用者にヘルメットの着用が努力義務とされたほか、同年7月1日からは特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）が新たな車両として分類されるなど、自転車等の交通ルール遵守の徹底が必要となります。

このような状況の中、奈良県交通安全対策会議では、「令和7年までに交通事故死者数を限りなくゼロに近づける（20人以下を目途）。」及び「令和7年までに重傷者数を320人以下に減少させる。」の目標達成に向けて、人優先の交通安全思想のもと、行政機関、関係機関・団体をはじめ県民の皆様と一体となって、交通の状況や地域の実態に即した交通安全施策を強力に推進することで、交通事故のない奈良県を目指してまいりたいと考えていますので、この実施計画へのご理解・ご協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

| | |
|-----------------------------------|----|
| 第1章 道路交通の安全 | 1 |
| 第1節 道路交通環境の整備..... | 1 |
| 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備..... | 1 |
| 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化..... | 2 |
| 3 幹線道路における交通安全対策の推進..... | 2 |
| 4 交通安全施設等の整備事業の推進..... | 5 |
| 5 高齢者等の移動手段の確保・充実..... | 7 |
| 6 歩行空間のユニバーサルデザイン化..... | 8 |
| 7 無電柱化の推進..... | 9 |
| 8 効果的な交通規制の推進..... | 9 |
| 9 自転車利用環境の総合的整備..... | 9 |
| 10 ITSの活用..... | 10 |
| 11 交通需要マネジメントの推進..... | 11 |
| 12 災害に備えた道路交通環境の整備..... | 12 |
| 13 総合的な駐車対策の推進..... | 13 |
| 14 道路交通情報の充実..... | 14 |
| 15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備..... | 15 |
| 第2節 交通安全思想の普及徹底..... | 17 |
| 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進..... | 17 |
| 2 効果的な交通安全教育の推進..... | 17 |
| 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進..... | 21 |
| 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進..... | 26 |
| 5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進..... | 28 |
| 第3節 安全運転の確保..... | 29 |
| 1 運転者教育等の充実..... | 29 |
| 2 運転免許制度の改善..... | 31 |
| 3 安全運転管理の推進..... | 33 |
| 4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進..... | 33 |
| 5 交通労働災害の防止等..... | 36 |
| 6 道路交通に関連する情報の充実..... | 37 |
| 第4節 車両の安全性の確保..... | 40 |
| 1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進..... | 40 |

| | | |
|------------|---------------------------|-----------|
| 2 | 自動運転車の安全対策・活用の推進 | 41 |
| 3 | 自動車アセスメント情報の提供等 | 42 |
| 4 | 自動車の検査及び点検整備の充実 | 42 |
| 5 | リコール制度の充実・強化 | 44 |
| 6 | 自転車の安全性の確保 | 45 |
| 第5節 | 道路交通秩序の維持 | 46 |
| 1 | 交通指導取締りの強化等 | 46 |
| 2 | 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 | 47 |
| 3 | 暴走族等対策の推進 | 47 |
| 第6節 | 救助・救急活動の充実 | 49 |
| 1 | 救助・救急体制の整備 | 49 |
| 2 | 救急医療体制の整備 | 51 |
| 3 | 救急関係機関の協力関係の確保等 | 51 |
| 第7節 | 被害者支援の充実と推進 | 53 |
| 1 | 自動車損害賠償保障制度の充実等 | 53 |
| 2 | 損害賠償の請求についての援助等 | 53 |
| 3 | 交通事故被害者等支援の充実強化 | 54 |
| 第8節 | 調査研究の充実 | 57 |
| 1 | 道路交通の安全に関する調査研究の推進 | 57 |
| 2 | 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 | 57 |
| 第2章 | 鉄道交通の安全 | 59 |
| 第1節 | 鉄道交通環境の整備 | 59 |
| 1 | 鉄道施設等の安全性の向上 | 59 |
| 2 | 運転保安設備等の整備 | 60 |
| 第2節 | 鉄道交通の安全に関する知識の普及 | 62 |
| 第3節 | 鉄道の安全な運行の確保 | 63 |
| 1 | 保安監査の実施 | 63 |
| 2 | 運転士の資質の保持 | 63 |
| 3 | 安全上のトラブル情報の共有・活用 | 64 |
| 4 | 気象情報等の充実 | 64 |
| 5 | 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 | 65 |
| 6 | 運輸安全マネジメント評価の実施 | 65 |
| 7 | 計画運休への取組 | 65 |
| 第4節 | 鉄道車両の安全性の確保 | 67 |
| 第5節 | 救助・救急活動の充実 | 68 |
| 第6節 | 被害者支援の推進 | 69 |

| | | |
|------------|--|-----------|
| 第7節 | 鉄道事故等の原因究明と再発防止..... | 70 |
| 第8節 | 研究開発及び調査研究の充実..... | 71 |
| 第3章 | 踏切道における交通の安全 | 72 |
| 第1節 | 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進..... | 72 |
| 第2節 | 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施..... | 73 |
| 第3節 | 踏切道の統廃合の促進..... | 74 |
| 第4節 | その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置..... | 75 |
| | 奈良県交通安全対策会議構成員..... | 77 |

第1章 道路交通の安全

第1節 道路交通環境の整備

| | |
|--|---|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 1 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 |
| 実施機関 | 奈良国道事務所、健康・安全教育課、交通企画課、交通規制課、道路マネジメント課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進</p> <p>(2) 通学路等における交通安全の確保</p> <p>(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 生活道路における交通安全対策の推進 (奈良国道事務所、交通規制課、道路マネジメント課)</p> <p>ア 生活道路対策エリアの推進（奈良国道事務所）</p> <p>生活道路における歩行者及び自転車の安全な通行を確保することを目的として、地域住民や県警察等の関係者と連携して、ハンプや狭さくの適切な設置等、生活道路の交通安全対策をより一層推進し、生活道路における速度抑制や、通過交通の侵入抑制を図る。</p> <p>令和3年度までに生活道路対策エリアが12エリア登録されており、令和5年度も引き続き登録箇所への技術的支援を行い、生活道路における交通安全対策の推進を図る。</p> <p>イ 「ゾーン30プラス」の整備（交通規制課、道路マネジメント課）</p> <p>従来整備を進めてきた生活道路対策「ゾーン30」については、最高速度30キロメートル毎時の区域規制とハンプや狭さくなどの物理的デバイスを適切に組み合わせ、交通安全の向上を図ろうとする「ゾーン30プラス」として取り組む。</p> <p>公安委員会と道路管理者は、「ゾーン30プラス」その他の低速度規制と物理的デバイスの整備について検討段階から緊密に連携し、地域住民等の要望や地域の抱える実情のほか、ETC2.0で収集したビッグデータ等を共有し、地域住民及び道路利用者等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備を推進する。</p> | |

(2) 通学路等における交通安全の確保

(奈良国道事務所、健康・安全教育課、交通企画課、交通規制課、道路マネジメント課)

通学・通園路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、「奈良県通学路等安全対策推進会議」を開催し、県内の通学路等における課題の共有や対策に関する情報提供等を行う。各市町村が実施する通学路合同点検に同行し、第三者的視点から対策案を提示するなどの支援を行う。併せて、対策必要箇所や対策の進捗状況について把握・とりまとめを行う。

ア 通学路等における歩行空間等の整備 (道路マネジメント課)

市町村・警察・地域住民・関係者団体等の関係者と連携し、通学路やバリアフリー生活関連経路、世界遺産地域等の観光経路等において、歩行空間の点検、整備に計画的に取り組むとともに、ベンチ等の休憩施設や観光案内サインの設置など、歩行環境の充実も併せて取り組む。

予算額 360,300千円

(7) 通学路における歩道整備

予算額 334,000千円

国道308号(奈良市尼ヶ辻北町) 外

(4) バリアフリー生活関連経路の整備

予算額 26,300千円

大和高田斑鳩線(斑鳩町法隆寺南) 外

イ 通学路等の歩道整備 (奈良国道事務所)

児童等の通行の安全を確保するため、通学路等の歩道の整備を推進する。

通学路における歩道整備

予算額 326,000千円

(3) 高齢者、障害者等の安全に資する歩行空間等の整備

(交通規制課、道路マネジメント課)

ア バリアフリー対応型信号機の整備等 (交通規制課)

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」にいう生活関連経路を構成する道路を中心として、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等情報通信システム、歩行者等と自動車が通行する時間を分離して交通事故を防止する歩車分離式信号の整備、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化等を推進する。

イ バリアフリー生活関連経路の整備 (道路マネジメント課)

予算額26,300千円

| | |
|------|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 2 高速道路の更なる活用促進による生活道路との機能分化 3 幹線道路における交通安全対策の推進 |
| 実施機関 | 奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、交通企画課、交通規制 |

| | |
|--|--|
| | 課、交通指導課、道路建設課、道路マネジメント課、西日本高速道路㈱ 関西支社 奈良工事事務所、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進</p> <p>(2) 事故危険箇所対策の推進</p> <p>(3) 幹線道路における交通規制</p> <p>(4) 重大事故の再発防止</p> <p>(5) 適切に機能分担された道路網の整備</p> <p>(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進</p> <p>(7) 道路・街路の改築等による交通事故対策の推進</p> <p>(8) 交通安全施設等の高度化</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 事故ゼロプラン（事故危険区間重点解消作戦）の推進（奈良国道事務所）</p> <p>ア 国道・県道における死傷事故は特定の区間に集中していることを踏まえ、死傷事故率の高い区間や地域の交通安全の実情を反映した区間等、事故の危険性が高い特定の区間を第三者の意見を参考に選定する。</p> <p>イ 地域住民に対し、事故危険区間であることの注意喚起を行うとともに、事故データより、卓越した事故類型や支配的な事故要因等を明らかにした上で、今後蓄積していく対策効果データを活用しつつ、事故要因に即した効果の高い対策を立案・実施する。</p> <p>ウ 対策完了後は、対策の効果を分析・評価し、必要に応じて追加対策を行うなど、評価結果を次の新たな対策の検討に活用する。</p> <p>(2) 事故危険箇所対策の推進（奈良国道事務所、交通規制課、道路マネジメント課）</p> <p>ア 第5次社会資本整備重点計画において、事故の危険性が高い区間のうち、道路整備や交通安全施設整備により対策効果が見込まれる区間を事故危険箇所として選定し、効果的、効率的な事故対策に取り組む。</p> <p style="text-align: right;">（奈良国道事務所、道路マネジメント課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道24号（四条町西交差点）外 （奈良国道事務所） 40,000千円 ・ 国道169号（大淀町増口） 外 （道路マネジメント課） <p style="text-align: right;">予算額 489,119千円</p> <p>イ 事故危険箇所においては、信号機の新設・改良等をはじめ交通規制の実施・見直しを行う。（交通規制課）</p> <p>(3) 幹線道路における交通規制（交通規制課）</p> | |

交通の安全と円滑化を図るため、道路交通実態の状況等を勘案しつつ、速度規制等の交通規制の見直しを推進する。

(4) 重大事故の再発防止（交通企画課、交通規制課、交通指導課）

事故発生箇所に対する現場診断を速やかに実施して事故要因を調査し、道路管理者と連携して同種事故の再発防止を図る。交通安全教育の実施、適切な交通指導取締りの実施。

(5) 適切に機能分担された道路網の整備

（奈良国道事務所、北勢国道事務所、浪速国道事務所、西日本高速道路(株) 関西支社奈良工事事務所）

予算額 15,802,000千円

ア 高規格幹線道路の整備

- ・ 国道24号京奈和自動車道「大和御所道路」 27.2 km
- ・ 国道24号京奈和自動車道「大和北道路」 12.4 km

イ 地域高規格道路の整備

- ・ 国道163号清滝生駒道路（生駒区間） 5.7 km
- ・ 国道165号大和高田バイパス 14.4 km
- ・ 国道168号十津川道路（Ⅱ期） 5.6 km
- ・ 国道168号長殿道路 2.7 km
- ・ 国道168号五條新宮道路（風屋川津・宇宮原工区） 6.9 km

ウ その他改築事業

- ・ 国道25号斑鳩バイパス 4.7 km
- ・ 国道25号名阪道路 31.6 km
- ・ 国道165号香芝柏原改良 2.8 km
- ・ 国道169号伯母峯峠道路 2.9 km

(6) 高速自動車国道等における事故防止対策の推進

（奈良国道事務所、北勢国道事務所）

ア 国道25号名阪国道の滑り止め舗装の整備（奈良国道事務所）

イ 国道25号名阪国道五月橋IC上りオフランプにおいて事故対策を実施する

（北勢国道事務所）

(7) 道路・街路の改築等による交通事故対策の推進（道路建設課）

予算額 9, 124, 795千円

| 区分 | 事業費（千円） | 主な整備路線 |
|-----------|-------------|--|
| 道路・街路改良事業 | 9, 124, 795 | 国道168号 小平尾バイパス、王寺道路、香芝王寺道路、新天辻工区、阪本工区 国道169号 御所高取バイパス、高取バイパス 国道308号 宝来ランプ 大阪生駒線 辻町インターチェンジ 枚方大和郡山線、天理王寺線、桜井吉野線、高野天川線、結崎田原本線、赤瀧五條線、奈良橿原線、西九条佐保線、JR 関西本線（高架化）、大安寺柏木線、城廻り線、元町畠田線、畝傍駅前通り線 ほか |

(8) 交通安全施設等の高度化（交通規制課）

予算額 805, 880千円

ア 交通信号機の新設・改良

- (7) 新設 4基
- (イ) 改良 7基
- (ウ) LED化 260式
- (エ) 信号機移設 10式

イ 道路標識・道路標示の整備

- (7) 道路標識
 - ・ 路側式 250本
- (イ) 道路標示
 - ・ 横断歩道 32.80km
 - ・ 横断歩道（エスコートゾーン） 26m
 - ・ 実線標示 60.55km

| | |
|------|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 4 交通安全施設等の整備事業の推進 |
| 実施機関 | 近畿総合通信局、奈良国道事務所、交通規制課、道路建設課、道路マネジメント課、関係機関 |
| 1 | 方針・重点 |

- (1) 交通安全施設等の戦略的維持管理
- (2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進
- (3) 幹線道路対策の推進
- (4) 交通円滑化対策の推進
- (5) ITS の推進による安全で快適な道路交通環境の実現
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進
- (7) 連絡会議等の活用

2 計画概要

- (1) 交通安全施設等の戦略的維持管理（交通規制課）

「奈良県交通安全施設個別施設計画」に基づき、信号制御機をはじめとする各種交通安全施設について、中長期的な視点に立った老朽施設の更新を行い、適切に維持管理する。

- (2) 歩行者・自転車対策及び生活道路対策の推進

（交通規制課、道路建設課、道路マネジメント課）

ア 生活道路における「ゾーン30プラス」、生活関連経路を構成する道路を中心としたバリアフリー対応型信号機の整備をはじめ、通学通園路や未就学児集団移動経路における安全確保対策を推進するほか、道路管理者による自転車通行空間整備に合わせた交通規制を検討し、安全確保を図る。（交通規制課、道路マネジメント課）

イ 自転車利用環境の整備による安全な通行空間の確保を図る。

（道路マネジメント課）

予算額 20,000千円

ウ 無電柱化の推進（道路建設課）

予算額 605,850千円

安全かつ円滑な交通の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係者と連携し、「奈良県無電柱化推進計画」に基づいて施策を推進する。

・奈良橿原線、三輪山線、畝傍駅前通り線、国道308号（奈良市） 外

- (3) 幹線道路対策の推進（交通規制課）

事故危険箇所等の交通事故データの分析・事故原因の検証に基づき、信号機の改良等を行う。

- (4) 交通円滑化対策の推進（道路建設課）

自動車ボトルネック踏切の解消等を推進する。（道路建設課）

| 事業整備項目 | 事業量 | 事業費(千円) |
|-----------|-----|-----------|
| 踏切道の立体交差化 | 5箇所 | 2,086,275 |

- (5) ITSの推進による安全で快適な道路交通環境の実現(近畿総合通信局)
リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。
- (6) 道路交通環境整備への住民参加の促進(交通規制課)
地域住民や道路利用者の主体的な参加の下に交通安全施設等の点検を行う交通安全総点検を積極的に推進するとともに、「標識BOX」、「信号機BOX」等を活用して、道路利用者等が日常から抱えている意見を道路交通環境の整備に反映する。
- (7) 連絡会議等の活用(奈良国道事務所、交通規制課)
公安委員会と各道路管理者が連携して行う道路交通環境の整備に関する主要施策について、適切な進行管理および効果評価を行い、また、地域住民等への広報や地域住民の道路交通環境に関する意見を主要施策に反映させ、安全な道路交通環境の整備を推進することを目的として奈良県道路交通環境安全推進連絡会議を行う。

| | |
|--|--------------------------------|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 5 高齢者等の移動手段の確保・充実 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、リニア推進・地域交通対策課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>地域公共交通のマスタープラン(地域公共交通計画)の策定による公共交通サービスの改善等</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)等の一部改正法により、高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、地方公共団体が中心となって地域公共交通のマスタープラン(地域公共交通計画)を策定した上で、公共交通サービスの改善を図るとともに、地域の輸送資源の総動員による持続可能な移動手段の確保・充実を図る取組を推進する。</p> <p>高齢者等の事故防止や移動手段の確保などに資する地域の自動運転サービスの社会実装に向けて、運転者が存在せず、遠隔監視のみにより運行する自動運転移動サービスの実現、自動運転サービスの全国展開に向けた事業モデルの構築、技術開発・実証実験、ガイドラインの策定等の取組を推進するほか、自動運転サービス導入を目指</p> | |

す地方公共団体と連携し、自動運転車に対する道路インフラからの適切な情報提供支援に取り組む。

また、新たなモビリティサービスである MaaS について、MaaS のモデル構築や MaaS の普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで全国への普及を図り、公共交通等による移動の利便性向上や高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保・充実等、地域課題の解決を目指す。(近畿運輸局奈良運輸支局)

- (2) 地域住民や観光客等の移動ニーズにきめ細かく対応する交通サービスの提供に向けた取組に対し補助。(リニア推進・地域交通対策課)

予算額 63,000千円

- (3) 利用目的に応じた交通サービスを確保するため、広域の路線バス等の運行、市町村連携による複数市町村をまたぐコミュニティバス等の運行、補助対象系統を運行するノンステップバスの導入に対し補助。(リニア推進・地域交通対策課)

予算額 200,821千円

- (4) バス利用促進等を目的とした奈良交通(株)との連携協定に基づき、ノンステップバスの導入等に対し補助。(リニア推進・地域交通対策課)

予算額 58,100千円

| | |
|---------|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 6 歩行空間のユニバーサルデザイン化 |
| 実施機関 | 交通規制課、関係機関 |
| 1 方針・重点 | <p>バリアフリー化を始めとする歩行空間等の整備</p> <p>(1) バリアフリー歩行空間ネットワークの整備</p> <p>(2) バリアフリー対応型信号機の整備</p> |
| 2 計画概要 | <p>バリアフリー対応型信号機の整備(交通規制課)</p> <p>視覚障害者用付加装置や歩行者支援装置等を付加したバリアフリー対応型信号機を整備する。</p> |

| | | |
|---------|--|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 | |
| 項 目 | 7 無電柱化の推進 | |
| 実施機関 | 奈良国道事務所、道路建設課 | |
| 1 方針・重点 | 無電柱化の推進 | |
| 2 計画概要 | <p>(1) 無電柱化の推進（奈良国道事務所） 予算額 431,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道24号 奈良バイパス 外3路線 <p>(2) 無電柱化の推進（道路建設課）(P.6再掲) 予算額 605,850千円</p> <p>安全かつ円滑な交通の確保等の観点から、無電柱化の一層の推進を図るべく、関係者と連携し、「奈良県無電柱化推進計画」に基づいて施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良橿原線、三輪山線、畝傍駅前通り線、国道308号（奈良市） 外 | |

| | | |
|---------|---|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 | |
| 項 目 | 8 効果的な交通規制の推進 | |
| 実施機関 | 交通規制課 | |
| 1 方針・重点 | 効果的な交通規制の推進 | |
| 2 計画概要 | <p>地域の交通実態等を踏まえ、交通規制や交通管制の内容について常に点検・見直しを行う。</p> <p>速度規制については、最高速度規制が交通実態に合った合理的なものとなっているかどうか点検・見直しを進めるほか、一般道路においては実勢速度・交通事故発生状況等を勘案しつつ、規制速度の引き上げ、規制理由の周知措置等を計画的に推進し、生活道路においては速度抑制対策を積極的に推進する。</p> <p>信号制御については、歩行者・自転車の視点から信号をより守りやすくするため、横断実態等を踏まえ、信号表示の調整等の運用改善を推進する。（交通規制課）</p> | |

| | | |
|---------|----------------------|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 | |
| 項 目 | 9 自転車利用環境の総合的整備 | |
| 実施機関 | 交通規制課、道路マネジメント課、関係機関 | |
| 1 方針・重点 | 安全で快適な自転車利用環境の整備 | |

| |
|--|
| <p>2 計画概要</p> <p>(1) 自転車利用者の安全を確保するため、道路管理者による自転車通行空間の整備に合わせて、普通自転車専用通行帯、普通自転車の歩道通行部分の指定等の交通規制を検討する。(交通規制課)</p> <p>(2) 広域的な周遊を促し、県内における滞在型観光の拡大による観光振興や地域活性化を目指すとともに、県民の健康増進や環境にやさしいまちづくり等を進める。 (道路マネジメント課)</p> <p>ア 安全・快適でわかりやすい自転車ネットワークを構築する「ハード施策」 予算額 213,250千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 世界遺産周遊サイクルルート等の整備 <p>イ 自転車を利用しやすい環境を創出する「ソフト施策」 予算額 19,000千円</p> <ul style="list-style-type: none"> 自転車利用に関する情報発信等 |
|--|

| | |
|---|---------------|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 10 ITS の活用 |
| 実施機関 | 近畿総合通信局、交通規制課 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 道路交通情報通信システムの整備</p> <p>(2) 新交通管理システムの推進</p> <p>(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 道路交通情報通信システムの整備 (近畿総合通信局、交通規制課)</p> <p>ア 運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供する VICS 情報提供箇所の拡大及び内容の整備を図ることにより、交通の分散を図り、交通渋滞を解消し、交通の安全と円滑化を推進する。(交通規制課)</p> <p>イ 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムの渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供する VICS や ITS スポット等の整備・拡充を推進する。(近畿総合通信局)</p> <p>(2) 新交通管理システムの推進 (交通規制課)</p> <p>交通管理の最適化を図るため、光ビーコンの機能を活用して UTMS の整備を行うことにより ITS を推進し、安全・円滑かつ快適な交通社会の実現を目指す。</p> | |

| |
|---|
| <p>(3) 交通事故防止のための運転支援システムの推進（交通規制課）</p> <p>運転者に信号交差点への到着時における信号灯色等に関する情報を事前に提供することで、ゆとりある運転を促す信号情報活用運転支援システム（TSPS）をはじめとする UTMS の整備を行うことにより、ITS を推進する。</p> |
|---|

| | |
|--|--------------------------------|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項 目 | 11 交通需要マネジメントの推進 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、リニア推進・地域交通対策課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 公共交通機関の維持・拡充及び利用促進</p> <p>(2) 貨物自動車利用の効率化</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 公共交通機関の維持・拡充及び利用促進</p> <p style="text-align: center;">（近畿運輸局奈良運輸支局、リニア推進・地域交通対策課）</p> <p>ア 令和2年11月に施行された地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）等の一部改正法により、地域における移動ニーズに対し、地方公共団体を中心となって地域のマスタープラン（地域公共交通計画）の策定を推進し、公共交通サービスの改善を進めるなど、公共交通機関利用の促進を図る。加えて、高齢者が自家用車に依存しなくても安心して移動できる環境の整備について、関係省庁の協力を得て、その方策を幅広く検討する。</p> <p>また、路面電車、モノレール等の公共交通機関の整備を支援するほか、鉄道、バス等の公共交通機関の確保・維持・改善を図るための施策を推進することにより、利用を促進するとともに、エコ通勤等の広報・啓発活動を行い公共交通機関への転換を図ることにより、円滑な道路交通の実現を図る。</p> <p>さらに、新たなモビリティサービスである MaaS について、MaaS のモデル構築や MaaS の普及に必要な基盤づくりへの支援を行うことで、全国への普及を図り、地域や観光地の移動手段の確保・充実や公共交通機関の維持・活性化等を進める。</p> <p>さらに、鉄道・バス事業者による運行頻度・運行時間の見直し、乗り継ぎ改善等によるシームレスな公共交通の実現を図ることなどにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、鉄道駅・バス停までのアクセス確保のために、パークアンドライド駐車場、自転車通行空間、駅前広場、集約型公共交通ターミナル等の整備を促進し、交通結節機能を強化する。（近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>イ 「奈良県公共交通基本計画」及び「奈良県地域公共交通計画」の実行</p> <p style="text-align: center;">（リニア推進・地域交通対策課） 予算額 15,000千円</p> <p>ウ 奈良交通(株)との連携協定（リニア推進・地域交通対策課）</p> | |

(2) 貨物自動車利用の効率化（近畿運輸局奈良運輸支局）

効率的な貨物自動車利用等を促進するため、共同配送による貨物自動車の積載効率向上や、置き配や宅配ボックスの活用による宅配便の再配達削減に資する取組等による物流効率化を推進する。

| | |
|---|------------------------------------|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 12 災害に備えた道路交通環境の整備 |
| 実施機関 | 奈良国道事務所、交通規制課、道路建設課、道路マネジメント課、関係機関 |
| 1 方針・重点 | |
| (1) 災害に備えた道路の整備 | |
| (2) 災害に強い交通安全施設等の整備 | |
| (3) 災害発生時における交通規制 | |
| (4) 災害発生時における情報提供の充実 | |
| 2 計画概要 | |
| (1) 災害に備えた道路の整備（奈良国道事務所、道路建設課、道路マネジメント課） | |
| ア 落石、崩落、盛土切土法面や擁壁の崩壊、地滑り又は土石流の恐れがある箇所のCCTVの整備を推進する。（奈良国道事務所） | |
| イ 災害に強い道路整備の推進（道路建設課） | |
| 安全で安心な生活を支える道路交通の確保を図るため、地域を支える信頼性の高い道路ネットワークの形成を推進する。 予算額 3,028,934千円 | |
| ・ 国道169号 御所高取バイパス、高取バイパス | |
| 五條吉野線、高野天川線、平原五條線、赤滝五條線 ほか | |
| ウ 地震発生時の応急活動を迅速かつ安全に実施できる信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震対策を推進する。豪雨・豪雪時等においても、安全・安心で信頼性の高い道路ネットワークを確保するため、道路斜面等の防災対策や災害の恐れのある区間を回避・代替する道路の整備を推進する。 | |
| また、地震等の災害発生時に避難場所となる等、防災機能を有する「道の駅」を地域の防災拠点として位置づけ、その強化を図る。（道路マネジメント課） | |
| (7) 橋梁耐震補強事業 予算額194,250千円 | |
| 天理王寺線（王寺跨線橋）外 | |
| (4) 道路災害防除事業 予算額1,137,603千円 | |
| 国道169号 外 | |
| (2) 災害に強い交通安全施設等の整備（交通規制課） | |

災害発生時の停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置を1基新設・2基更新するほか、老朽化した信号機、道路標識・道路標示の計画的な更新を推進する。

高速自動車国道（西名阪自動車道）の香芝SA（上り線）および南阪奈道路の葛城ICの流入ランプ部において、老朽化した道路標識の取替を実施する。

(3) 災害発生時における交通規制（交通規制課）

災害発生時は、被災地域への車両の流入抑制等を行うとともに、被害状況を把握した上で、災害対策基本法の規定に基づく通行禁止等の必要な交通規制を的確に実施する。

(4) 災害発生時における情報提供の充実（奈良国道事務所、交通規制課）

災害発生時において、道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、道路利用者に道路交通情報を提供するため、交通情報板等の整備を推進する。

| | |
|--|------------------------------------|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 13 総合的な駐車対策の推進 |
| 実施機関 | 交通規制課、交通指導課、地域福祉課、道路建設課、奈良公園室、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) きめ細かな駐車規制の推進</p> <p>(2) 違法駐車対策の推進</p> <p>(3) 駐車場等の整備</p> <p>(4) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) きめ細かな駐車規制の推進（交通規制課）</p> <p>地域住民等の意見要望等を十分に踏まえつつ、道路環境、交通実態、駐車需要等の変化に伴う駐車規制の点検・見直しを実施し、地域の交通実態等に応じたきめ細かな駐車規制を推進する。</p> <p>(2) 違法駐車対策の推進（交通指導課、奈良公園室）</p> <p>ア 悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に重点を指向して、地域の実情に応じた駐車監視員活動ガイドラインによるメリハリを付けた取締りを推進するとともに、駐車監視員活動ガイドライン以外の路線・地域・時間帯については、警察官による駐車実態に応じた取締りを推進する。また、道路交通環境等当該現場の状況を勘案した上で必要があると認められる場合は、駐車監視員活動ガイドラインの見直し等</p> | |

| |
|---|
| <p>適切に対応する。(交通指導課)</p> <p>イ 運転者の責任を追及できない放置車両について、当該車両の使用者に対する放置違反金納付命令及び繰り返し放置違反金納付命令を受けた使用者に対する使用制限命令の積極的な活用を図り使用者責任を追及する。他方、交通事故の原因となった違反や常習的・悪質な駐車違反については、運転者の責任追及を徹底する。 (交通指導課)</p> <p>ウ 奈良公園バスターミナルの運営 (奈良公園室) 降車後の空車バスを郊外の駐車場へ回送することで奈良公園中心部への観光バスの流入を抑制するとともに、予約制により観光バスの来場時間を分散することで渋滞を緩和する。 予算額 138,261千円</p> <p>(3) 駐車場等の整備 (道路建設課) 観光シーズンの奈良市中心部への自家用車の流入を抑制するため、パークアンドバスライドを実施。 予算額 26,000千円 「県内の道の駅」に関するパネル展を行い、周知を行うことで「道の駅」を活用した休憩サービスの拡充等高速道路外の休憩施設等の活用を推進する。</p> <p>(4) ハード・ソフト一体となった駐車対策の推進 (地域福祉課) おもいやり駐車場制度の運営 予算額 1,250千円 誰もが安心して移動できる地域社会を実現するため、車いす使用者や高齢者など移動に配慮が必要な方が優先的に利用できる駐車場の拡充及び広報活動を実施。</p> |
|---|

| | |
|---|--------------------|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 14 道路交通情報の充実 |
| 実施機関 | 近畿総合通信局、交通規制課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 情報収集・提供体制の充実</p> <p>(2) ITS を活用した道路交通情報の高度化</p> <p>(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進</p> <p>(4) 分かりやすい道路交通環境の確保</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 情報収集・提供体制の充実 (近畿総合通信局、交通規制課)</p> <p>ア 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する「路側通信システム」の適切な運用を推進する。(近畿総合通信局)</p> <p>イ 各種イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場に</p> | |

| |
|---|
| <p>おける臨時の放送局の開設を推進する。(近畿総合通信局)</p> <p>ウ コミュニティ放送局は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。</p> <p>奈良県内では、令和5年4月1日までに4局が開局しており、今後も周波数事情が許す限り普及を図る。(近畿総合通信局)</p> <p>エ 交通情報収集提供装置の整備 (交通規制課)</p> <p>光ビーコン、交通監視カメラ、車両感知器、交通情報板の整備・更新を推進する。</p> <p>(2) ITSを活用した道路交通情報の高度化 (近畿総合通信局)</p> <p>交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。</p> <p>(3) 適正な道路交通情報提供事業の促進 (交通規制課)</p> <p>警察や道路管理者により収集された道路交通情報を活用した民間事業者による正確かつ適正でリアルタイムな道路交通健康情報の提供を促進する。</p> <p>(4) 分かりやすい道路交通環境の確保 (交通規制課)</p> <p>時間別、車種別等の交通規制の実効性を担保するため、視認性、耐久性に優れた道路標識の整備を推進する。</p> |
|---|

| | |
|--|--|
| 節 | 1 道路交通環境の整備 |
| 項目 | 15 交通安全に寄与する道路交通環境の整備 |
| 実施機関 | 奈良国道事務所、近畿運輸局奈良運輸支局、交通規制課、道路建設課、道路マネジメント課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p>(2) 休憩施設等の整備の推進</p> <p>(3) バス停留所の安全性確保</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 道路の使用及び占用の適正化等</p> <p style="text-align: right;">(奈良国道事務所、交通規制課、道路マネジメント課)</p> <p>工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占有の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために、適正な運用を行うとともに、許可条件の遵守、占有物件の維持管理の適正化について指導する。</p> | |

(2) 休憩施設等の整備の推進（奈良国道事務所、道路建設課）

過労運転に伴う事故防止や近年の高齢運転者等の増加に対応するため、「道の駅」の整備を推進する。

- ・ 中町「道の駅」の整備（道路建設課） 予算額 2,293,909千円

(3) バス停留所の安全性確保（近畿運輸局奈良運輸支局、交通規制課）

横断歩道又は交差点上やそれらに近接した場所にあり、交通安全上問題と思われるバス停留所（令和2年当初63箇所）のうち15箇所につき、道路管理者・バス事業者・警察等による現場調査を実施した。設置場所の地域の交通環境や道路事情を踏まえ、当該バス停留所毎に、バス停留所の移設又は廃止、バス停留所を存置した上でハード対策、注意喚起等のソフト対策、横断歩道の移設などの安全対策を地域の実情を踏まえて行うことにより、バス停留所の安全性確保を推進する。

第2節 交通安全思想の普及徹底

| | |
|--|--|
| 節 | 2 交通安全思想の普及徹底 |
| 項 目 | 1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 2 効果的な交通安全教育の推進 |
| 実施機関 | 健康・安全教育課、交通企画課、運転免許課、安全・安心まちづくり推進課、長寿・福祉人材確保対策課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 幼児・小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育の推進 自他の生命尊重の基本理念に立ち、自己の安全のみならず積極的に交通社会に貢献できる健全な社会人を育成する。</p> <p>(2) 成人に対する交通安全教育の推進</p> <p>(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(4) 障害者に対する交通安全教育の推進</p> <p>(5) 外国人に対する交通安全教育等の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 幼児・小学生・中学生・高校生に対する交通安全教育の推進 (健康・安全教育課、交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>ア 学校・関係機関・団体等との連携のもとに、児童・生徒に対して道路の安全な歩き方、自転車の正しい乗り方、車両乗車時のシートベルトの着用等についての交通安全教育を推進する。(健康・安全教育課、交通企画課)</p> <p>イ 保護者等に対して、家庭において適切な指導ができるよう、幼児等の交通事故の特徴とその事故防止対策、家庭で行う安全指導要領を教示するとともに、必要な資料提供を行うなど保護者参加型の交通安全教室を行う。 また、時代に即した効果的な交通安全教育の手法として、SNS等の各種媒体を積極的に活用するほか学校の放送設備等を活用した対面によらない遠隔型の交通安全教育を進める。 (健康・安全教育課、交通企画課)</p> <p>ウ 学校(地域)における交通安全教育の徹底(健康・安全教育課)</p> <p>(7) 教職員の資質向上を図るための研修会を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校安全教室推進事業(交通安全教室) 8月8日開催予定 ・ 高等学校等安全教育研究会研修会 11月開催予定 ・ 健康教育研究大会(安全部会) 12月14日開催予定 ・ 安全教育指導者研修会 1月下旬開催予定 <p>(4) 「安全指導の手引き」を活用し、交通安全教育の推進を図る。</p> | |

- (ウ) 高校生に対する運転免許取得前の交通安全教育の推進を図る。
- (エ) 通知文「各学期末及び長期休業中の幼児児童生徒の指導について」を、県立学校校長及び各市町村教育委員会教育長宛に発出し、「交通安全県民運動」及び「新入学（園）児童・幼児等を交通事故から守る運動」期間中における「交通安全の推進」について、その徹底を図る。

また、各校園長会、高等学校生徒指導研究協議会各ブロック及び各郡市中学校生徒指導部会等においても、その徹底を図る。

エ 通学（園）路の安全点検と交通安全対策の推進及び指導（健康・安全教育課）

- (ア) 各市町村において所管する各学校（園）の通学（園）路の安全点検実施
- (イ) 各市町村、県及び関係機関による対策案の提案
- (ウ) 対策の実施・継続
- (エ) 道路の安全な歩行、自転車の正しい乗り方・安全点検等について関係機関・団体と連携して指導を行う。

オ 各種研修会・講習会等の開催を通して県安全教育研究協議会・県高等学校等安全教育研究会等の組織強化及び活性化を図る。（健康・安全教育課）

カ 児童・幼児向け通学通園路等安全教室（安全・安心まちづくり推進課）

これまで教育機会が限られていた未就学児の通う幼稚園や保育所等に対して各年齢層（発達段階）に応じた児童・幼児向け通学通園路等安全教室（17回）を実施。

予算額 850千円

(2) 成人に対する交通安全教育の推進（交通企画課、運転免許課）

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得時及び免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

ア 運転免許取得時の教育は、自動車教習所における教習が中心となることから、教習水準の一層の向上に努める。（運転免許課）

イ 免許取得後の運転者教育は、運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技能、特に危険予測・回避の能力の向上、交通事故の被害者及びその家族又は遺族の心情等交通事故の悲惨さに対する理解及び交通安全意識・交通マナーの向上を目標とし、公安委員会が行う各種講習、自動車教習所、民間の交通安全教育施設等が受講者の特性に応じて行う運転者教育及び事業所の安全運転管理の一環として安全運転管理者、運行管理者等が行う交通安全教育を中心として行う。

（運転免許課）

ウ 自動車の使用者は、安全運転管理者、運行管理者等を法定講習、指導者向けの研修会等へ積極的に参加させ、事業所における自主的な安全運転管理の活発化に努

める。また、自動車安全運転センター安全運転中央研修所等の研修施設において、高度な運転技術、指導方法等を身に付けた運転者教育指導者の育成を図る。

(運転免許課)

エ 社会人を対象とした学級・講座等において自転車の安全利用を含む交通安全教育の促進を図るなど、公民館等の社会教育施設における交通安全のための諸活動を促進するとともに、関係機関・団体、交通ボランティア等による活動を促進する。(交通企画課)

オ 大学生・専修学校生等に対しては、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、関係機関・団体等と連携し、交通安全教育の充実に努めるほか、運転免許を取らない若者の増加に鑑み、運転免許を持たない若者や成人が交通安全について学ぶ機会を設けるよう努める。(交通企画課、運転免許課)

(3) 高齢者に対する交通安全教育の推進

(交通企画課、運転免許課、長寿・福祉人材確保対策課)

ア 参加・体験・実践型交通安全教育の推進 (交通企画課)

(7) 高齢運転者に対する危険感受性を高める指導

運転免許を保有する高齢者を対象に、自動車シミュレーターを用いた危険予測を通し、危険感受性を高める指導を実施する。

(4) 高齢（歩行）者実技指導

運転免許を保有しない高齢者を対象に、交通安全教育機器「歩行者シミュレータ」を活用するなど、自動車の特性や自動車運転者から見た歩行者等の危険行動を理解させ、交通事故回避能力を高める。

(7) 反射材体験教室

高齢者を対象に、反射材の有無や服装の色等が、夜間における交通事故防止上どのような効果があるのかを実験により確認・理解させるなどして反射材の活用促進を図る。

(エ) ヒヤリ体験等を基にした討議の活用

高齢者による自らの体験に基づく身近な場所でのヒヤリ体験を基に、交通事故防止対策について討議を行う。

(オ) 無事故無違反コンテスト

高齢運転者のチームにより、一定期間の無事故無違反コンテストを行い、これを通して交通安全意識の高揚を図る。

(カ) 対面によらない交通安全教育の実施

人口の高齢化率の高い自治体と協働して、交通安全教育内容を文字や画像放送により配信を実施。

また、民間ケーブルテレビ局やコミュニティ FM 局と協働して、交通安全教育

番組を制作し、放送を実施。

イ 関係機器を活用した交通安全教育の推進（交通企画課）

動画KYT（危険予測トレーニング）教材、歩行者シミュレーター、自転車シミュレーター、自動車シミュレーター、全身反応測定器等の資器材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進する。

ウ 交通安全教育サポートチームによる交通安全教育の推進（交通企画課）

交通安全教育サポートチーム（警察本部・警察署の警察官57名により編成）は、地域交通安全活動推進委員・シルバーリーダー等と連携し、交通安全教育指針に沿った計画的かつ継続的に子供・高齢者に重点をおいた交通安全教育を実施する。

エ 高齢者関係団体等を通じての交通安全教育の推進

（交通企画課、運転免許課、長寿・福祉人材確保対策課）

(7) (一財) 奈良県老人クラブ連合会との取組

- ・ 各種研修会等での交通安全に関する講義の実施
- ・ 機関誌「大椿寿」（年2回発行）への記事掲載
- ・ 市町村老人クラブ連合会に交通安全県民運動の周知

(4) (公社) 奈良県シルバー人材センターとの取組

- ・ 研修会での交通安全に関する講義の実施
- ・ 会報誌「会報なら」への記事掲載

オ 世代間交流の促進（交通企画課）

地域及び家庭において適切な助言等が行われるよう、交通ボランティア等による啓発活動や、高齢者を中心に子供、親の3世代が交通安全をテーマに交流する世代間交流を促進する。

(4) 障害者に対する交通安全教育の推進（交通企画課）

ア 障害者団体の各種研修会等に交通安全教育を取り入れ、これを推進する。

イ 電動車いすの利用者に対する交通安全教育を推進する。

(5) 外国人に対する交通安全教育等の推進（交通企画課、運転免許課）

ア 県内に在留する外国人に対して、交通ルールに関する知識の普及を図るため、各種啓発活動及び講習会等を推進する。

イ 外国人向けの啓発資料を作成し、交通安全講習会等で活用するほか、ホームページへの掲載を推進する。

| | |
|---|--|
| 節 | 2 交通安全思想の普及徹底 |
| 項 目 | 3 交通安全に関する普及啓発活動の推進 |
| 実施機関 | 交通企画課、交通指導課、広報広聴課、安全・安心まちづくり推進課、薬務課、農業水産振興課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通安全県民運動の推進</p> <p>(2) 横断歩行者の安全確保</p> <p>(3) 自転車の安全利用の推進</p> <p>(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底</p> <p>(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底</p> <p>(6) 反射材用品等の普及促進</p> <p>(7) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</p> <p>(8) 効果的な広報の実施</p> <p>(9) その他の普及啓発活動の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 交通安全県民運動の推進（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）</p> <p>県民一人一人に広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するための県民運動として、県及び市町村の交通対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。</p> <p>交通安全県民運動の運動重点は、歩行者、自転車、自動車運転者の交通事故防止、夕暮れや夜間の交通事故防止等、時節や交通情勢を反映した事項を設定するとともに、奈良県の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、必要に応じて奈良県の重点を定める。</p> <p>交通安全県民運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図るとともに、関係機関・団体が連携し、運動終了後も継続的・自主的な活動が展開されるよう、事故実態、県民や交通事故の被害者及びその家族又は遺族のニーズ等を踏まえた実施に努める。</p> <p>また、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体及び交通ボランティアの参加促進を図り、参加・体験・実践型の交通安全教室の開催等により、交通事故を身近なものとして意識させる交通安全活動を促進する。</p> <p>さらに、交通安全に対する県民の意識の向上を図り、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑止し、近年の交通事故死傷者数の減少傾向をより確実なものにするため、「交通事故死ゼロを目指す日」を春及び秋の交</p> | |

交通安全県民運動期間中に設定し、交通関係団体による広報啓発活動を積極的に展開する。

事後においては、運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

ア 交通安全県民運動の実施（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

- ・ 春の交通安全県民運動

運動期間 令和5年5月11日（木）～5月20日（土）

- ・ 秋の交通安全県民運動

運動期間 令和5年9月21日（木）～9月30日（土）

イ 交通事故防止運動の実施（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

- ・ 新入学（園）児童・幼児等を交通事故から守る運動

運動期間 令和5年4月6日（木）～4月30日（日）

- ・ 夏の交通事故防止運動

運動期間 令和5年7月20日（木）～7月31日（月）

- ・ 年末年始の交通事故防止運動

運動期間 令和5年12月15日（金）～令和6年1月5日（金）

ウ 交通安全県民大会の開催（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

春・秋の交通安全県民運動の実施に伴い開催する交通安全県民大会を通して、広く交通安全啓発活動を推進する。

- ・ 春の交通安全県民大会

開催月日 令和5年5月10日（水）

開催場所 生駒郡斑鳩町 いかるがホール

- ・ 秋の交通安全県民大会

開催月日 令和5年9月14日（木）

開催場所 磯城郡田原本町 弥生の里ホール

(2) 横断歩行者の安全確保（交通企画課、交通指導課、安全・安心まちづくり推進課）

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いため、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

また、歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところでは、その信号に従うといった交通ルールの周知を図る。さらに、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

(3) 自転車の安全利用の推進（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

ア 自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」（令和4年11月1日 中央交通安全対策会議 交通対策本部決定）を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。自転車は、配達や通勤・通学を始め、様々な目的で利用されているが、交通ルールに関する理解が不十分なことも背景として、ルールやマナーに違反する行動が多いため、交通安全教育等の充実を図る。

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、交通に参加する者としての十分な自覚・責任が求められることから、そうした意識の啓発を図るとともに、関係事業者の協力を得つつ、自転車の点検整備や加害者になった場合への備えとして損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。全年齢の自転車用ヘルメット着用促進を普及させるため、自転車販売店等と協力体制をとり幅広い広報啓発活動を実施する。

また、自転車運転者講習制度を適切に運用し、自転車利用者のルールに対する遵法意識を醸成する。

薄暮の時間帯から夜間における自転車事故を防止するため、灯火点灯の徹底と、反射材用品等の取付けの促進により、自転車の被視認性の向上を図る。

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進する。

自転車を利用する全ての人に対して、自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努め、ヘルメットの着用を促進する。（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

イ 「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和元年奈良県条例第17号。以下「自転車条例」という。）により所有者等の加入が義務化された損害賠償責任保険等への加入促進等の対策を推進する。（安全・安心まちづくり推進課）

(4) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底

（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底を図る。

後部座席のシートベルト非着用時の致死率は、着用時と比較して格段に高くなる

ため、県、市町村、関係機関・団体等との協力の下、衝突実験映像やシートベルトコンビンサーを用いた着用効果を実感できる参加・体験型の交通安全教育を推進するほか、あらゆる機会・媒体を通じて着用徹底の啓発活動等を展開する。

(5) チャイルドシートの正しい使用の徹底

(交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)

チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、理解を深めるための広報啓発・指導を推進し、正しい使用の徹底を図る。特に、比較的年齢の高い幼児の保護者に対し、その取組を強化する。

不適正使用時の致死率は、適正使用時と比較して格段に高くなることから、チャイルドシートの使用効果及び使用方法について、着用推進シンボルマーク等を活用しつつ、幼稚園・保育所・認定こども園、病院、販売店等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。

なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができない子供にはチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。

また、取り付ける際の誤使用の防止や、側面衝突時の安全確保等の要件を定めた新基準 (i-Size) に対応したチャイルドシートの普及促進、チャイルドシートと座席との適合表の公表の促進、製品ごとの安全性に関する比較情報の提供、分かりやすい取扱説明書の作成等、チャイルドシート製作者又は自動車製作者における取組を促すとともに、販売店等における利用者への正しい使用の指導・助言や、チャイルドシートを必要とする方々に情報が行き渡るようにするため、例えば、産婦人科や市町村窓口等を通じた正しい使用方法の周知徹底を推進する。

(6) 反射材用品等の普及促進 (交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)

夕暮れ時から夜間における歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図るため、各種広報媒体を活用して積極的な広報啓発を推進するとともに、反射材用品等の視認効果、使用方法等について理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育の実施及び関係機関・団体と協力した反射材用品等の展示会の開催等を推進する。

反射材用品等の普及に当たっては、衣服や靴、鞆等の身の回り品への反射材用品の組み込みを推奨するとともに、適切な反射性能等を有する製品についての情報提供に努める。

(7) 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

(交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)

飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態を周知するための交通安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発や、安全運転管理者・運行管理者にはアルコール検知器を活用した運行前後の検査を徹底させるなど、地域、職域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、「飲酒運転を絶対にしない、させない」という県民の規範意識の確立を図る。特に若年運転者層は、他の年齢層に比較して飲酒運転における死亡事故率が高いなどの特性を有していることから、若年運転者層を始め、対象に応じたきめ細かな広報啓発を、関係機関・団体が連携して推進する。

また、飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合に、地域の実情に応じ、運転者やその家族が相談、指導及び支援等を受けられるよう、関係機関・団体が連携した取組の推進に努める。

さらに、市町村で取り組んでいる飲酒運転根絶に向けた施策については、他の地域における施策実施に当たっての参考となるよう、積極的な情報共有を図っていく。

(8) 効果的な広報の実施（広報広聴課、交通企画課）

ア 交通事故実態に即した効果的な広報の実施

- ・ 広報誌「県民だより奈良」、デジタルサイネージなどによる広報の実施
- ・ 県政広報番組「県政フラッシュ」及びコミュニティFMによる広報の実施

イ 報道機関等に対する広報素材・資料の積極的な提供

(9) その他の普及啓発活動の推進

（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課、農業水産振興課、薬務課）

ア 高齢者の交通事故防止に関する県民の意識を高めるため、高齢者の歩行中や自転車乗用中の事故実態の広報を積極的に行う。また、高齢者に対する高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢運転者の特性を理解し、高齢者マークを取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

イ 薄暮の時間帯から夜間にかけて重大事故が多発する傾向にあることから、夜間の重大事故の主要原因となっている最高速度違反、飲酒運転、歩行者の横断違反等による事故実態・危険性等を広く周知し、これら違反の防止を図る。

また、季節や気象の変化、地域の実態等に応じ、交通情報板等を活用するなどして自動車及び自転車の前照灯の早期点灯、対向車や先行車がない状況におけるハイビームの使用を促すとともに、歩行者、自転車利用者の反射材用品等の着用を推進する。（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）

ウ 二輪乗用中の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪

| |
|---|
| <p>車運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。(交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>エ 乗用型トラクターの事故を防止するため、作業機を装着・けん引した状態で公道を走行する際の灯火器等の設置、キャビン・フレームの装備、シートベルトの着用等の重要性について周知を図る。(交通企画課、農業水産振興課)</p> <p style="text-align: right;">予算額 93千円 (農業機械化安全対策事業)</p> <p>オ 県民が、交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、地理情報システム等を活用した交通事故分析の高度化を推進し、インターネット等各種広報媒体を通じて事故データ及び事故多発地点に関する情報の提供・発信に努める。(交通企画課)</p> <p>カ 衝突被害軽減ブレーキや自動運転等の先進技術について、ユーザーが過信することなく使用してもらえような情報を始め、自動車アセスメント情報や、安全装置の有効性、ドライブレコーダーの普及啓発、自動車の正しい使い方、点検整備の方法、交通事故の概況等に係る情報を総合的な安全情報として取りまとめ、自動車ユーザー、自動車運送事業者、自動車製作者等の情報の受け手に応じ適時適切に届けることにより、関係者の交通安全に関する意識を高める。</p> <p style="text-align: right;">(交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>キ 危険ドラッグ対策の推進 (薬務課)</p> <p>教育機関・関係団体等に薬物乱用防止運動のチラシ等を配布し、啓発活動を行う等、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。</p> <p style="text-align: right;">予算額 834千円</p> |
|---|

| | |
|---------|---|
| 節 | 2 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | 4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 |
| 実施機関 | 交通企画課、運転免許課、安全・安心まちづくり推進課 |
| 1 方針・重点 | 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 |
| 2 計画概要 | 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の養成等の事業及び諸行事に対する援助並びに交通安全に必要な資料の提供活動を充実するなど、その主体的な活動を促進する。また、地域団体、自動車製造・販売団体、自動車利用者団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が地域の実情に即して効果的かつ積極的に行われるよう、交通安全県民運動等の機会を利用して働き掛けを行う。そのため、交通安全対策に関する行政・民間団体間及び民間団体相互間において定期的に連絡 |

協議を行い、交通安全に関する県民挙げての活動の展開を図る。

(1) 一般財団法人奈良県交通安全協会との連携（交通企画課）

- ア 奈良県交通安全協会と共に「交通安全子供自転車奈良県大会」等を開催する。
- イ 奈良県交通安全協会各支部協会女性部・青年部・高齢者部の諸活動に対し指導協力をを行う。
- ウ 奈良県交通安全協会各支部協会が行う各種事業・広報啓発活動について指導協力をを行う。
- エ 奈良県交通安全協会、同支部協会の機関紙（誌）・広報資料の作成等に当たり指導協力をを行う。

(2) 一般社団法人奈良県安全運転管理者協会との連携（交通企画課）

- ア 機関誌の作成等に当たり指導協力をを行う。
- イ 無事故無違反チャレンジ活動の推進を働き掛ける。
- ウ 奈良県安全運転管理者協会が行う各種事業・広報啓発活動について指導協力をを行う。

(3) 地域交通安全活動推進委員に対する指導協力（交通企画課）

地域交通安全活動推進委員に対し、高齢者等の通行の安全を確保するための運動や、自転車の適正な通行方法について、住民の理解を深めるための運動をはじめ、住民に対する交通安全教育の実施や地域における交通の安全と円滑に資するための広報啓発活動、企業等に対する協力要請活動、住民からの相談を受ける活動等を適正かつ効果的に推進できるよう指導を行うとともに必要な情報の提供を行う。

(4) 奈良県交通対策協議会との連携（安全・安心まちづくり推進課）

- ア 奈良県交通対策協議会の実施機関・団体と連携のうえ、交通安全に対する広報活動、功労者・功労団体等の表彰を行い交通安全の実現を図る。
- イ 機関誌の作成・広報資料等の作成等について交通安全関係資料を提供する等の指導協力をを行う。

(5) 奈良県地域の交通安全サポート事業所登録制度の実施

（安全・安心まちづくり推進課）

交通安全活動を自主的に行っている又は行おうとしている奈良県の企業、事業所又は団体を交通安全サポート事業所として県に登録し、交通安全活動や他の交通安全活動団体への支援等について、社会貢献活動の一環として積極的に取り組んでもらえるよう登録事業所等に対して県が働き掛ける。年1回懇談会を開催し、奈良県地域の交通安全サポート事業所の活性化と充実を図る。

| |
|---|
| <p>(6) 一般社団法人奈良県指定自動車学校協会に対する指導協力（運転免許課） 奈良県指定自動車学校協会が行う教習水準の高度化、教習指導員等の資質の向上等に対する指導助言を行う。</p> <p>(7) 奈良県交通安全母の会連合会に対する援助協力（安全・安心まちづくり推進課） ア 奈良県交通安全母の会連合会に対する指導助言を行う。 イ 市町村母の会の自主的な交通安全活動の促進等、組織充実のための指導助言を行う。 ウ 交通安全団体活動指導者研修会において指導助言を行う。</p> <p>(8) その他の交通関係機関・団体及び事業所に対する協力 （交通企画課、運転免許課、安全・安心まちづくり推進課） 会議・研修会及び各種行事等に積極的に参加し、講演及び資料の提供等により、自主的な交通安全活動が効果的に展開されるよう努める。</p> |
|---|

| | |
|--|--------------------------|
| 節 | 2 交通安全思想の普及徹底 |
| 項目 | 5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進 |
| 実施機関 | 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課 |
| <p>1 方針・重点 住民の参加・協働の推進</p> <p>2 計画概要 交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学者等も含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。 交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。（交通企画課、安全・安心まちづくり推進課）</p> | |

第3節 安全運転の確保

| | |
|--|---|
| 節 | 3 安全運転の確保 |
| 項目 | 1 運転者教育等の充実 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課、交通指導課、運転免許課、リニア・推進・地域交通対策課・関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実</p> <p>(2) 運転者に対する再教育等の充実</p> <p>(3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育</p> <p>(4) 二輪車安全運転対策の推進</p> <p>(5) 高齢運転者対策の充実</p> <p>(6) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底</p> <p>(7) 自動車安全運転センターの業務の充実</p> <p>(8) 自動車運転代行業の指導育成等</p> <p>(9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実</p> <p>(10) 危険な運転者の早期排除</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実（運転免許課）</p> <p>ア 届出自動車教習所における教習の充実を図る。</p> <p>届出をした自動車教習所に対し自動車の運転に関する教習の適正な水準の向上と教習の態様に応じた適正化を図るための指導・督励、立入検査等による監督指導を強化する。</p> <p>また、指定自動車教習所においては、管理者会議等の研修会及び各教習所卒業者の抽出検査等を通じ、教習指導員等の資質及び教習水準の向上に努める。</p> <p>イ 取得時講習の充実</p> <p>指定自動車教習所等の講習時に立入指導を行い、業務の適正な実施方策について適切な指導と助言により、運転免許取得者教育に係る講習効果を向上させる。</p> <p>(2) 運転者に対する再教育等の充実（運転免許課）</p> <p>ア 講習は優良・一般・違反・初回の4区分に応じ、適宜の情報提供と講習内容を検討するとともに、各種教材を積極的に活用して講習効果の向上を図る。</p> <p>イ 飲酒運転の交通違反がある免許取消者が新たに免許を取得する場合には、飲酒取消講習を受講させて、飲酒行動を改善させるとともに、規範意識を醸成し、飲酒運転の再犯防止を図る。</p> | |

- (3) 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育（運転免許課）
令和2年6月30日の改正道路交通法施行により、いわゆるあおり運転の罰則が強化され、妨害運転が運転免許の取消処分の対象となったため、取消処分者講習の一層の充実を図り、再犯防止を図る。
- (4) 二輪車安全運転対策の推進（運転免許課）
原動機付自転車や自動二輪車の運転者について、運転免許取得時講習や更新時講習の充実を図り、安全運転意識を醸成する。
- (5) 高齢運転者対策の充実（運転免許課）
高齢者講習を実施する指定自動車教習所等に対し、実車指導や運転適性検査機材を活用した「参加・体験型講習」の充実と各教習所の講習水準の平準化を推進する。
75歳以上の高齢運転者のうち、一定の違反歴がある者については、免許更新時に実際に車両を運転して技能を確かめる運転技能検査が義務付けられるとともに、高齢者講習においても運転技能検査と同様の方法で実車指導を行うなど安全運転の継続支援を行うとともに、受講者の増加に対応するために運転免許課における講習実施枠を拡大するほか、各教習所における講習実施体制の充実を更に図るよう指導する。
- (6) シートベルト、チャイルドシート及びヘルメットの正しい着用の徹底
(交通企画課、交通指導課、運転免許課)
後部座席を含めた全ての座席のシートベルトの着用とチャイルドシートの正しい使用及び二輪乗車時におけるヘルメットの正しい着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習・交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果の啓発等着用推進キャンペーンを積極的に行うとともに、シートベルト、チャイルドシート及びヘルメット着用義務違反に対する街頭での交通指導取締りを推進する。
- (7) 自動車安全運転センターの業務の充実（交通企画課、運転免許課）
自動車安全運転センターとの連絡・調整を図り、「SDカード」（無事故無違反証明）の普及や各種証明事務への協力により、運転者の交通安全意識の醸成を図る。
- (8) 自動車運転代行業の指導育成等
(交通企画課、交通指導課、リニア推進・地域交通対策課)
自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通の安全及び利用者の保護を図るため、自動車運転代行業者に対し、立入検査等を行うほか、無認定営業、損害賠償措置義務違反、無免許運転等の違法行為の厳正な取締りを実施する。

- (9) 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実
(近畿運輸局奈良運輸支局)
自動車運送事業等に従事する運転者に対する運転適性診断については、民間参入の促進を図る等により、受診を積極的に促進する。
また、自動車運送事業者の特定の運転者（事故惹起運転者、高齢運転者、初任運転者）に対し、運転者に応じた適性診断を受診させるよう指導する。
- (10) 危険な運転者の早期排除（運転免許課）
- ア 仮停止処分の積極的運用
ひき逃げ事故や酒酔い運転等で死傷事故を起こした、いわゆる悪質危険な運転者を道路交通の場から早期に排除して安全を確保するため、仮停止・仮禁止の制度の積極的な運用を推進する。
- イ 行政処分の迅速的確な執行
運転免許行政処分の対象となった者に対して、迅速的確な行政処分執行を推進する。
- ウ 臨時適性検査・安全運転相談等の充実
運転に支障を及ぼす一定の病気にかかっている疑いのある者に対しては指定医による臨時適性検査等を実施し、適正な処分執行を推進する。

| | |
|--|-------------|
| 節 | 3 安全運転の確保 |
| 項目 | 2 運転免許制度の改善 |
| 実施機関 | 交通企画課、運転免許課 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 運転免許の自主返納を申請しやすい環境整備</p> <p>(2) 令和2年改正道路交通法（令和4年5月13日施行）の適正な運用</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 運転免許の自主返納制度を申請しやすい環境整備（交通企画課、運転免許課）</p> <p>ア 概要 制度の周知、手続の利便性向上、返納者に対する支援の拡充等による制度推進を図る。</p> <p>イ 具体的方策（いずれも運転免許課主管。(ウ)のみ交通企画課、運転免許課）</p> <p>(ア) 家族等を代理人とする申請の受付</p> <p>(イ) 運転免許センター日曜窓口における申請受付</p> <p>(ウ) 返納者の生活支援に資する取組（支援事業の拡充、地域包括支援センター等との協力）</p> | |

- (エ) 運転経歴証明書の郵送交付
- (オ) 運転経歴証明書の交付対象者の拡大（自主返納者だけでなく失効済みの申請者も対象）
- (カ) 運転経歴証明書の交付申請先の便宜

(2) 令和2年改正道路交通法（令和4年5月13日施行）の適正な運用

ア 概要

法改正の目的を踏まえた適正な運用により、高齢運転者等支援をはじめ運転免許行政の一層の充実を図る。

イ 主な改正内容

(7) 運転技能検査

75歳以上の高齢運転者のうち、一定の違反歴があつて事故を起こす危険があると認められる者に運転技能検査を義務づけ

(イ) 高齢者講習の区分変更

従来の「合理化講習（2時間）」「高度化講習（3時間）」から、「実車指導なし（1時間）」「実車指導あり（2時間）」に区分変更

(ロ) 診断書提出命令の対象拡大

従来の「認知症のおそれがある」に加え「一定の病気」「身体障害」等も対象に

(ハ) サポートカー限定免許の導入

本人の申請により、条件付与又は条件変更

(ニ) 認知機能検査の区分変更

従来の「第1分類」～「第3分類」から、「認知症のおそれあり」「認知症のおそれなし」に

(ホ) 若年運転者制度

特別な教習を終了した者の第二種免許・大型免許の受検資格緩和（20歳以上、かつ、普通免許等2年以上）と、同制度利用による免許取得者が若年運転者期間に基準該当違反を行った場合の講習受講義務付け

ウ 具体的方策（いずれも運転免許課主管）

(7) 通知はがき等各種機会・媒体を活用した県民への周知

(イ) 制度変更に適する県民サービス及び実施体制の整備

(ロ) 各種講習等業務の委託先である教習所等との連携

(ハ) 運転免許課及び各警察署等の担当者の知識習得と厳正・公平な法執行

| | |
|---------|--|
| 節 | 3 安全運転の確保 |
| 項 目 | 3 安全運転管理の推進 |
| 実施機関 | 交通企画課、交通指導課、リニア推進・地域交通対策課 |
| 1 方針・重点 | 安全運転管理の推進 |
| 2 計画概要 | <p>(1) 安全運転管理者等の選任状況を的確に把握し、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図る。(交通企画課)</p> <p>(2) 自動車の利用者等による過労運転等の下命・容認事案については利用者等の責任の追及を徹底し、再犯の防止に努める。(交通企画課、交通指導課)</p> <p>(3) 安全運転管理者等講習の効果を上げるため、視聴覚資材・実技的指導講習を積極的に取り入れる他、講習用機材の充実を図る。(交通企画課)</p> <p>(4) 企業内における自主的な安全運転管理の推進を図るとともに、安全運転管理者等の資質の向上を図るため、安全運転中央研修所での研修、自主的な研修会の開催、全ての座席のシートベルトの着用の徹底等について指導する。(交通企画課)</p> <p>(5) 道路交通法施行細則の一部改正により安全運転管理者の業務に運転前後の運転者に酒気帯びの確認をすること等が新たに追加されたほか、事業所における飲酒運転等悪質・危険な運転の追放宣言を推進し、ハンドルキーパー運動の更なる浸透及び事業所ぐるみでの交通安全意識の高揚を図る。(交通企画課)</p> <p>(6) 自動車運転代行業者に対して、交通の安全及び利用者の保護を図るため、安全運転管理の指導及び事業所への立入り等を行う。 (交通企画課、リニア推進地域交通対策課)</p> <p>(7) ドライブレコーダーの導入・エコドライブ運転の推進による安全運転管理の推進に努める。(交通企画課)</p> |

| | |
|---------|----------------------------|
| 節 | 3 安全運転の確保 |
| 項 目 | 4 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、関係機関 |
| 1 方針・重点 | |

- (1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立
- (2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶
- (3) ICT・自動運転等新技術の普及推進
- (4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
- (6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策
- (7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進
- (8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底
- (9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

2 計画概要

- (1) 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立（近畿運輸局奈良運輸支局）

事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。

- (2) 抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

（近畿運輸局奈良運輸支局）

事業用自動車の運転者による酒気帯び運転や覚醒剤、危険ドラッグ等薬物使用運転の根絶を図るため、点呼時のアルコール検知器を使用した確認の徹底や、薬物に関する正しい知識や使用禁止について、運転者に対する日常的な指導・監督を徹底するよう、講習会や全国交通安全運動、年末年始の輸送等安全総点検なども活用し、事業者や運行管理者等に対し指導を行う。

さらに、スマートフォンの画面を注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する「ながら運転」、他の車両の通行を妨害し、重大な交通事故にもつながる「あおり運転」といった迷惑運転について、運転者に対する指導・監督を実施するよう、事業者に対し指導を行う。

- (3) ICT・自動運転等新技術の普及推進（近畿運輸局奈良運輸支局）

自動車運送事業者における交通事故防止のため、衝突被害軽減ブレーキ等のASV装置や運行管理に資する機器等の普及促進に努める。また、デジタル式運行記録計、ドライブレコーダー等の運行管理の高度化に資する機器の導入や、過労運転防止のための先進的な取組に対し支援を行う。

さらに、自動車運送事業者における運行管理者の人手不足、運転者や運行管理者の働き方改革等に対応するため、安全性を確保した上での運行管理の効率化に資する

ICT技術の開発・普及を促進する。

- (4) 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策
(近畿運輸局奈良運輸支局)

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策を推進するとともに、乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を実施する。

- (5) 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策
(近畿運輸局奈良運輸支局)

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組について評価し、更なる事故削減に向け、必要に応じて見直しを行う等、フォローアップを実施する。

- (6) 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策 (近畿運輸局奈良運輸支局)

社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、事業用自動車事故調査委員会における事故の背景にある組織的・構造的問題の更なる解明を含めた原因分析、より客観的で質の高い再発防止策の提言を受け、事業者等の関係者が適切に対応し、事故の未然防止に向けた取組を促進する。

- (7) 運転者の健康起因事故防止対策の推進 (近畿運輸局奈良運輸支局)

運転者の疾病により、運転を継続できなくなる健康起因事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群、脳血管疾患、心臓疾患・大血管疾患等の主要な疾病について、対策ガイドラインの周知・徹底を図り、スクリーニング検査の普及を促進する。

- (8) 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底 (近畿運輸局奈良運輸支局)

自動車運送事業者における関係法令等の遵守及び適切な運行管理の徹底を図るため、法令違反が疑われる事業者に対する重点的かつ優先的な監査を実施するとともに、悪質違反を犯した事業者や重大事故を引き起こした事業者に対する監査を徹底する。

また、貸切バスについては、軽井沢スキーバス事故を受け、取りまとめた総合的対策に基づき、法令違反の早期是正や違反を繰り返す事業者を退出させるよう行政処分基準を厳格に運用する。

さらに、民間の調査員が一般の利用者として実際に運行する貸切バスに乗車し、休憩時間の確保などの法令遵守状況の調査を行う「覆面添乗調査」を実施する。

このほか、自動車運送事業者に対する行政処分基準については、適宜見直しを行う。

(9) 自動車運送事業安全性評価事業の促進等（近畿運輸局奈良運輸支局）

トラック事業については、全国貨物自動車運送適正化事業実施機関において、利用者が安全性の高い貨物自動車運送事業者を選択することができるようにするため、事業者全体の安全性向上に資するものとして実施している「貨物自動車運送事業安全性評価事業」（Gマーク制度）の普及を更に促進する。

バス事業については、公益社団法人日本バス協会において、旅行会社や利用者がより安全性の高い貸切バス事業者を選択することができるようにするとともに、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取組の促進を図るため、「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の普及を促進する。

| | |
|---|--------------|
| 節 | 3 安全運転の確保 |
| 項目 | 5 交通労働災害の防止等 |
| 実施機関 | 奈良労働局 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通労働災害の防止</p> <p>(2) 運転者の労働条件の適正化等</p> <p>2 計画の概要及び内容</p> <p>(1) 交通労働災害の防止（奈良労働局）</p> <p>ア 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知及び取組の徹底等</p> <p>交通労働災害防止を推進するためには、災害防止管理体制の確立や適正な労働時間管理、健康診断や面接指導の実施による心身にわたる健康管理の徹底に加え、適正な走行計画の作成が重要であることから、「交通労働災害防止のためのガイドライン」をあらゆる機会を捉えて周知するとともに、適正な走行計画の作成について指導啓発を行う。</p> <p>また、陸上貨物運送事業労働災害防止協会奈良県支部等の関係団体が行う各種交通労働災害防止活動に対する指導・援助を行う。</p> <p>さらに、荷主に対して「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）を周知し、無理な発注条件を付さないよう指導し、協力を要請する。</p> <p>イ 交通労働災害発生事業場に対する監督指導</p> <p>社会的に問題となる交通労働災害を発生させた事業場に対しては、時機を失することなく監督指導、個別指導を実施し、その再発防止に努める。</p> | |

(2) 運転者の労働条件の適正化等（奈良労働局）

自動車運転者の労働時間、休日、割増賃金、賃金形態等の労働条件の改善を図るため、労働基準法等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行を確保するための監督指導を実施する。

また、関係行政機関との相互の連絡会議の開催及び監査・監督結果の相互通報制度等の活用を図るとともに、必要に応じ合同による監査・監督を実施する。

| | |
|---|---------------------------------------|
| 節 | 3 安全運転の確保 |
| 項目 | 6 道路交通に関連する情報の充実 |
| 実施機関 | 奈良地方気象台、近畿運輸局奈良運輸支局、交通指導課、防災統括室、消防救急課 |
| 1 方針・重点 | |
| (1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等 | |
| (2) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策 | |
| (3) 気象情報等の充実 | |
| 2 計画概要 | |
| (1) 危険物輸送に関する情報提供の充実等（交通指導課、消防救急課） | |
| ア 危険物運搬車両に対する指導取締りの強化（交通指導課） | |
| 生活環境課、消防救急課、薬務課、国土交通省奈良国道事務所、奈良運輸支局等と連携し、名阪国道において、危険物運搬上の保安基準違反、道路交通法違反等の合同取締りを実施する。 | |
| イ 危険物輸送の安全確保（消防救急課） | |
| (7) 危険物輸送に関する情報提供の充実 | |
| 危険物運搬車両の交通事故による危険物の漏洩等が発生した場合に、安全かつ迅速に事務処理等を行うため、消防機関における危険物災害等情報支援システムの活用を推進する。 | |
| (イ) 危険物取扱者保安講習の実施 | |
| 危険物取扱者に対する保安講習を実施し、資質の向上を図る。 | |
| (2) 国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策（近畿運輸局奈良運輸支局） | |
| 国際海上コンテナの陸上輸送における安全の確保を図るため、関係者間での確実なコンテナ情報の伝達等について記載した「安全輸送ガイドライン」及び「安全輸送マニュアル」について、地方での関係者会議等において浸透を図るなど、関係者と連携した安全対策を推進する。 | |

(3) 気象情報等の充実（奈良地方気象台、防災統括室）

道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、防災関係機関等との間の情報の共有やICTの活用等に留意し、主に次のことを行う。

ア 気象観測予報体制の整備等（奈良地方気象台）

台風、大雨、竜巻等の激しい突風などの気象現象を早期かつ正確に把握し、適時・適切な特別警報・警報・予報等を発表するため、観測予報体制の強化を図る。

イ 地震・火山の監視・警報体制の整備等（奈良地方気象台）

地震・火山による災害を防止・軽減するため、地震・火山活動を常時監視して地震・火山に関する防災情報を適時・適切に発表し、迅速かつ確実に伝達するとともに、緊急地震速報（予報及び警報）については、受信時の対応行動等のさらなる周知・広報を行うとともに、交通機関における利活用の推進を図るため、有効性や利活用の方法等の普及・啓発及び精度向上に取り組む。また、火山活動の監視・評価の結果に基づき、警戒が必要な範囲（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ）を明示して噴火警報等を発表する。

ウ 情報の提供等（奈良地方気象台、防災統括室）

交通事故の防止・軽減に資するため、主に次の情報を適時・適切に発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達する。また、住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供する。

(7) 気象特別警報・警報・予報等

気象による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に気象特別警報・警報・予報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

また、雨による災害発生の危険度を地図上にリアルタイムに表示する「大雨・洪水警報のキキクル（危険度分布）」や、気象情報における線状降水帯による大雨の可能性についての呼びかけ、積雪・降雪の面的な状況を示す「今後の雪（解析積雪深・解析降雪量・降雪短時間予報）」等についても、気象庁ホームページや報道機関等を通じて道路利用者に周知する。

(4) 緊急地震速報（予報及び警報）等

地震による道路交通障害が予想される時は、適時・適切に緊急地震速報（予報及び警報）、地震情報等を発表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周

知する。

(ウ) 南海トラフ地震臨時情報等

南海トラフ沿いで異常な現象を観測した場合や南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まったと評価した場合等には、「南海トラフ地震臨時情報」を公表し、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(エ) 噴火警報等

火山現象による道路交通障害が予想される時は、道路利用者の降灰量に応じた適切な防災行動に資するよう、降灰予報を適時・適切に発表する。

これらの情報を、防災情報提供システム等を用いて、関係機関に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者に周知する。

(オ) 気象知識等の普及

運輸事業者や防災機関の担当者に対し、特別警報・警報・予報等の伝達等に関する説明会やワークショップ、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布等により、気象、地象、水象に関する知識の普及を行う。

第4節 車両の安全性の確保

| | |
|---|-----------------------|
| 節 | 4 車両の安全性の確保 |
| 項 目 | 1 車両の安全性に関する基準等の改善の推進 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等</p> <p>(2) 先進安全自動車（ASV）の普及の促進</p> <p>(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 道路運送車両の保安基準の拡充・強化等（近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>車両の安全対策については、交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会において、令和3年6月に取りまとめられた報告書を踏まえ、「歩行者・自転車等利用者の安全確保」、「自動車乗員の安全確保」、「社会的背景を踏まえて重視すべき重大事故の防止」及び「自動運転関連技術の活用・適正利用促進」を柱としつつ、車両の安全対策を推進する。</p> <p>安全基準の拡充・強化については、直前直左右確認装置に係る国際基準及び大型車の直接視界に係る国際基準の国内導入を行うとともに、水素燃料電池自動車の安全性に係る国際基準の策定を主導するなど国際基準調和活動等に取り組むほか、技術の進展に伴い登場する多様なモビリティの安全対策を行う。</p> <p>(2) 先進安全自動車（ASV）の普及の促進（近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>産学官の連携により、先進技術を搭載した自動車の開発と普及を促進し、交通事故削減を目指す「先進安全自動車（ASV）推進プロジェクト」では、第7期ASV推進計画を立ち上げ、「自動運転の高度化に向けたASVの更なる推進」を基本テーマとして、令和3年度から令和7年度の5年間で、①既存のASV技術の正しい理解・利用のための効果的な普及戦略の検討、②運転者が明らかに誤った操作を行った場合等であっても、システムが安全操作を行う安全技術のあり方の検討、③通信や地図を活用した協調型の安全技術の実用化と普及に向けた共通仕様の検討、④自動運転車においてシステムが負うべき責任の範囲の整理についての検討等に取り組む。</p> <p>(3) 高齢運転者による事故が相次いで発生している状況を踏まえた安全対策の推進</p> <p style="text-align: right;">（近畿運輸局奈良運輸支局）</p> <p>衝突被害軽減ブレーキ等を備えた安全運転サポート車（サポカー）の普及が進む一方、依然としてペダルの踏み間違いなど運転操作ミス等に起因する高齢運転者によ</p> | |

る事故が発生していることや、高齢化の進展により運転者の高齢化が今後も加速していくことを踏まえ、高齢運転者による事故の防止に資する新技術の調査を行い、それらを搭載した自動車を新たに「サポカー2.0（仮）」と位置付け、普及促進に取り組む。

| | |
|--|--------------------|
| 節 | 4 車両の安全性の確保 |
| 項 目 | 2 自動運転車の安全対策・活用の推進 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 自動運転車に係る安全基準の策定</p> <p>(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進</p> <p>(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進</p> <p>(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用</p> <p>(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 自動運転車に係る安全基準の策定（近畿運輸局奈良運輸支局） 国連 WP. 29（自動車基準調和世界フォーラム）において、自動運転に係る基準等について、共同議長又は副議長等として議論を主導する。</p> <p>(2) 安全な無人自動運転移動サービス車両の実現に向けた取組の促進 （近畿運輸局奈良運輸支局） 高齢者等の事故防止や移動手段の確保などに資する無人自動運転移動サービスの実現に向けて、引き続き、車両の安全性を確保するための技術開発・実証実験を推進するほか、自動運転車を活用したサービスの実現を目指す事業者が実証実験を安全に行い、事業化につなげられるよう、自動運転車が公道で直面しうるリスク要因に対する対応等をまとめた「セーフティアセスメント」のガイドラインの策定を進める。</p> <p>(3) 自動運転車に対する過信・誤解の防止に向けた取組の推進 （近畿運輸局奈良運輸支局） ユーザーが過信・誤解することなく自動運転車を使用できるよう、自動運転機能が適切に作動するのは走行環境条件内に限られること等について、ユーザーへの周知の方法の検討を開始する。</p> <p>(4) 自動運転車に係る電子的な検査の導入や審査・許可制度の的確な運用 （近畿運輸局奈良運輸支局）</p> | |

令和6年10月より開始される「OBD検査（自動車に搭載された電子装置の故障や不具合の有無に関する検査）」の導入に向けて、検査の合否判定に必要なシステムの開発など、環境整備を進める。また、レベル4の自動運転技術に対する審査手法を構築するため、シミュレーション等を活用した安全性評価手法等の策定のための調査を実施する。

(5) 自動運転車の事故に関する原因究明及び再発防止に向けた取組の推進

(近畿運輸局奈良運輸支局)

自動運転車の事故の原因を究明するための調査分析及び再発防止に向けた提言を行うことを目的として令和2年度に設置された「自動運転車事故調査委員会」において、引き続き、自動運転車の事故調査に資する知見の収集を行うほか、自動運転車の実運用、実証実験中に事故が生じた際には、事故原因に関する調査分析を実施する。

| | |
|---|-------------------|
| 節 | 4 車両の安全性の確保 |
| 項目 | 3 自動車アセスメント情報の提供等 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>自動車ユーザーが安全な製品選びをしやすい環境を整備する。</p> <p>2 計画概要</p> <p>自動車の安全装置の装備状況等の一般情報とともに、自動車の車種ごとの安全性に関する比較情報を公正中立な立場で取りまとめ、これを自動車使用者に定期的に提供する自動車アセスメント事業を推進する。また、対自転車衝突被害軽減ブレーキを評価項目に追加するとともに、交差点に対応する衝突被害軽減ブレーキ等の評価項目への追加に向けて試験・評価方法を検討するほか、衝突安全性能評価と予防安全性能評価等を統合し、車両全体としての安全性を評価する総合評価方式による公表を開始し、ユーザーが真に安全な自動車をより選択しやすいよう情報発信を行う。</p> <p>さらに、自動車アセスメント事業における情報発信及び先進技術に対する過信・誤解を防止するための情報の公表により、ASV技術等の自動車の安全に関する先進技術の国民の理解促進を図る。(近畿運輸局奈良運輸支局)</p> | |

| | |
|-------------------------------------|-------------------|
| 節 | 4 車両の安全性の確保 |
| 項目 | 4 自動車の検査及び点検整備の充実 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 自動車の検査の充実</p> | |

- (2) 型式指定制度の充実
- (3) 自動車点検整備の充実

2 計画概要

(1) 自動車の検査の充実（近畿運輸局奈良運輸支局）

道路運送車両の保安基準の拡充・強化に合わせた検査体制の整備及び検査後の不正な改造を排除するため、独立行政法人自動車技術総合機構及び軽自動車検査協会と連携し、自動車検査の高度化を始めとした質の向上を推進することにより、自動車検査の確実な実施を図るとともに、「車載式故障診断装置を活用した自動車検査手法のあり方検討会」の最終報告書を踏まえた、令和6年10月開始予定の「OBD検査」の導入に向けて、検査の合否判定に必要なシステム開発など、環境整備を進める。

また、街頭検査体制の充実強化を図ることにより、整備不良車両及び不正改造車両を始めとした基準不適合車両の排除等を推進する。

(2) 型式指定制度の充実（近畿運輸局奈良運輸支局）

車両の構造に起因する事故の発生及び不正行為を防止するため、型式指定制度により新型自動車の安全性の審査等を独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所と連携して実施するとともに、型式指定後の監査を実施する。

(3) 自動車点検整備の充実（近畿運輸局奈良運輸支局）

ア 点検整備の充実

自動車ユーザーの保守管理意識を高揚し、点検整備の確実な実施を図るため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和5年度においては、9月の1か月間に加え、地域事情に応じて各地方が独自に設定する1か月間を強化月間として「自動車点検整備推進運動」を全国的に展開するとともに、車検時に法定点検の実施を確認できなかった車両（軽自動車、二輪車、被けん引車、大型特殊自動車（前面ガラス無）を除く。）については、その旨を検査標章裏面の余白に記載するなど、自動車ユーザーによる保守管理の徹底を強力に促進する。

また、事業用自動車の安全確保のため、自動車運送事業者への監査、整備管理者研修等のあらゆる機会を捉え、車両の保守管理について指導を行い、その確実な実施を推進する。

さらに、大型車の車輪脱落事故やバスの車両火災事故、車体腐食による事故等の車両不具合による事故については、その原因の把握・究明に努めるとともに、点検整備方法に関する情報提供等により再発防止の徹底を図る。特に大型車の車輪脱落事故については、令和4年12月に「大型車の車輪脱落事故防止対策に係る調査・分析検討会」が策定した「中間取りまとめ」に基づき、車輪脱落事故防止対策

を押し進める。

イ 不正改造車の排除

道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会的問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和5年度においても、地方運輸局等で地域の事情に応じて設定する1か月間を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。

また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

ウ 自動車整備技術の向上

自動車新技術の採用・普及、ユーザーニーズの多様化に伴い、自動車を適切に保守管理するためには、これらの変化に対応し、自動車整備業者の整備技術を高度化する必要がある。このような状況を踏まえ、令和2年4月に施行された道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により高度な整備技術を有するものとして国が認証を与えた整備工場（認証工場）でのみ作業が可能な整備の範囲を拡大することで、自動車の使用者が安心して整備作業を整備工場に委託できる環境作りを進めている。具体的には、これまで「対象装置の取り外しを行う整備（分解整備）」がその対象であったのに対し、対象装置に「自動運行装置」を加えるとともに、取り外しは行わずとも制動装置等の作動に影響を及ぼす恐れがある作業を対象に含め、特定整備と改称した。引き続き、当該特定整備制度を広く周知し、電子制御装置整備における整備主任者等の講習を推進するとともに、自動車特定整備事業者の整備技術の高度化等への支援を行う。

| | |
|---------|--|
| 節 | 4 車両の安全性の確保 |
| 項目 | 5 リコール制度の充実・強化 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局 |
| 1 方針・重点 | リコール制度の適正な運用を図る。 |
| 2 計画概要 | 自動車製作者の垣根を越えた装置の共通化・モジュール化が進む中、複数の自動車製作者による大規模なリコールが行われていることから、自動車のリコールをより迅速かつ確実に実施するため、引き続き自動車製作者や装置製作者等からの情報収集の強化を図るとともに、安全・環境性に疑義のある自動車については独立行政法人自動車技術総合機構交通環境研究所において現車確認等による技術的検証を行う。 |

また、自動車ユーザーの目線に立ったりコールの実施のために、自動車ユーザーからの不具合情報の収集を推進するとともに、自動車ユーザーに対して、自動車の不具合に対する関心を高めるためのリコール関連情報等の提供の充実を図る。

(近畿運輸局奈良運輸支局)

| | |
|---|---------------------|
| 節 | 4 車両の安全性の確保 |
| 項目 | 6 自転車の安全性の確保 |
| 実施機関 | 交通企画課、安全・安心まちづくり推進課 |
| <p>1 方針・重点 自転車の安全な利用の確保</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 駆動補助機付自転車(人の力を補うため原動機を用いるもの)及び普通自転車の型式認定制度を活用する。(交通企画課)</p> <p>(2) 自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成するとともに、自転車事故による被害者の救済に資するため、自転車条例において義務化された自転車損害賠償責任保険等の加入の促進に努める。 (交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>(3) 夜間の交通事故防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図る。(交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)</p> <p>(4) BAA・JIS等、自転車の安全性を示すマークのついた幼児二人同乗用自転車の普及に努める。(交通企画課)</p> <p>(5) タンデム車(2人乗り用としての構造を有し、かつ、ペダル装置が縦列に設けられた自転車をいう。)の特性や安全な利用についての周知を図る。(交通企画課)</p> <p>(6) 自転車用ヘルメット着用普及促進を図る。 (交通企画課、安全・安心まちづくり推進課)</p> | |

第5節 道路交通秩序の維持

| | |
|--|-----------------|
| 節 | 5 道路交通秩序の維持 |
| 項 目 | 1 交通指導取締りの強化等 |
| 実施機関 | 交通指導課、高速道路交通警察隊 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等</p> <p>(2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 一般道路における効果的な交通指導取締りの強化等（交通指導課）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 交通事故発生状況、交通実態、住民の取締り要望を分析し、真に交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化</p> <p style="padding-left: 4em;">(7) 飲酒・無免許・速度超過・信号無視・一時不停止等の交通事故に直結する違反に対する指導取締りを強化する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(4) 被害軽減効果の高い後部座席を含むシートベルト及びヘルメット着用義務違反並びにチャイルドシート使用義務違反に対する指導取締りを強化する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(9) 歩行者保護を図るための横断歩行者妨害に対する違反取締りを強化する。</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 背後責任の追及</p> <p style="padding-left: 4em;">(7) 過積載・過労運転等、組織的・構造的な違反について、単に運転者の責任追及だけでなく、使用者・運行管理者等の背後責任の追及を徹底する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(4) 飲酒運転についても、飲酒運転行為者のみならず、同乗者や車両貸与者、運転指示者、酒類提供業者等の背後責任（車両等提供罪・酒類提供罪・同乗罪）の追及を徹底する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(9) 効果的な広報活動の実施と関係機関との連携による違反防止措置を図る。</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 自転車利用者に対する交通指導取締りの推進</p> <p style="padding-left: 4em;">(7) 自転車運転者講習制度の講習対象となる危険行為（15類型）である信号無視、一時不停止、酒酔い運転、制動装置不良自転車運転等の違反に対する指導警告を強力に推進する。</p> <p style="padding-left: 4em;">(4) 歩行者や通行車両に具体的危険を生じさせたり、警告に従わない等悪質、危険な違反に対する検挙活動を推進する。</p> <p>(2) 高速自動車国道等における交通指導取締りの強化等</p> <p style="text-align: right; padding-right: 2em;">（交通指導課、高速道路交通警察隊）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 著しい速度超過、過積載、過労運転、車間距離不保持、シートベルト着用義務違反等の悪質・危険・迷惑性の高い違反に重点指向した交通指導取締りを推進する。</p> | |

イ 交通事故発生時の二次事故の防止と交通秩序の早期回復を図る。

| | |
|---|-----------------------------|
| 節 | 5 道路交通秩序の維持 |
| 項目 | 2 交通事故事件等に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進 |
| 実施機関 | 交通指導課 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化</p> <p>(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 危険運転致死傷罪等の立件を視野に入れた捜査の徹底（交通指導課） 交通事故事件等の捜査においては、初動捜査の段階から自動車運転死傷処罰法第2条又は第3条（危険運転致死傷罪）の立件も視野に入れた捜査の徹底を図る。</p> <p>(2) 交通事故事件等に係る捜査力の強化（交通指導課） 交通事故事件等の捜査力を強化するため、捜査体制の充実及び研修等による捜査員の捜査能力の一層の向上に努める。</p> <p>(3) 交通事故事件等に係る科学的捜査の推進（交通指導課） 3Dレーザースキャナー、常時録画式交差点カメラやひき逃げ事件等の被疑車両の特定に資する捜査支援システム等、科学的捜査を支える装備資機材等の整備を進め、客観的な証拠に基づいた科学的な交通事故事件等の捜査を推進する。</p> | |

| | |
|---|-------------------------|
| 節 | 5 道路交通秩序の維持 |
| 項目 | 3 暴走族等対策の推進 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、交通指導課、運転免許課 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p> <p>(2) 暴走行為阻止のための環境整備</p> <p>(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進</p> <p>(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止</p> <p>(5) 車両の不正改造の防止</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 暴走族追放気運の高揚及び家庭、学校等における青少年の指導の充実</p> | |

(交通指導課)

- ア 暴走行為の実態について積極的な広報活動を実施する。
- イ 家庭・学校等と連携した「暴走をしない・させない・見に行かない」指導を徹底する。

(2) 暴走行為阻止のための環境整備 (交通指導課)

- ア 暴走族等(暴走族及び違法行為を敢行する旧車會(暴走族風に改造した旧型の自動二輪車等を運転する者))がい集しやすい施設の管理者に対し、施設の管理改善について協力を求める。
- イ 暴走族等対策への県民の理解と協力の確保を推進する。

(3) 暴走族等に対する指導取締りの推進 (交通指導課)

- ア 共同危険行為等の禁止違反を適用した検挙の徹底を図る。
- イ あらゆる法令を積極的に適用した暴走族取締りを実施する。
- ウ 運輸支局等関係機関との連携による合同取締りを実施する。

(4) 暴走族関係事犯者の再犯防止 (交通指導課、運転免許課)

- ア 把握暴走族に対する組織的な個別指導・補導を推進する。
- イ 暴走族グループからの離脱、暴走族グループの解体及び再組織化防止を図る。
- ウ 迅速的確な運転免許行政処分を実施し、暴走関係事犯者を早期に道路交通の場から排除する。
- エ 処分者講習等におけるきめ細かな交通安全教育を実施する。
また、最新の資料(DVD・パワーポイント・チラシ)等に基づく交通ルール・危険予測の向上を推進する。

(5) 車両の不正改造の防止 (近畿運輸局奈良運輸支局、交通指導課)

- ア 使用車両についての押収・保管を強化する。
- イ 不正改造車両についての整備通告の実施と関係機関に対する整備命令等の行政措置を要請する。
- ウ 道路交通に危険を及ぼし、環境悪化の原因となるなど社会問題となっている不正改造車を排除するため、関係機関の支援及び自動車関係団体の協力の下、令和5年6月を強化月間として「不正改造車を排除する運動」を展開し、自動車使用者及び自動車関係事業者等の不正改造防止に係る認識の更なる高揚を図るとともに、街頭検査の重点的实施等により、不正改造車の排除を徹底する。
また、不正改造を行った自動車特定整備事業者に対する立入検査の実施等を厳正に行う。

第6節 救助・救急活動の充実

| | |
|---|---|
| 節 | 6 救助・救急活動の充実 |
| 項 目 | 1 救助・救急体制の整備 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、健康・安全教育課、交通規制課、消防救急課、地域医療連携課、奈良県消防長会、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 救助・救急体制の整備・拡充</p> <p>(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</p> <p>(3) 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">教職員及び児童・生徒に対する自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進</p> <p style="padding-left: 2em;">心肺蘇生法等の応急手当の知識・実技の普及を図るため、消防機関、日本赤十字社等の関係機関と連携し、教職員対象の実技講習会の開催の充実及び学校におけるBLS教育の普及を目指す。</p> <p>(4) 救急救命士の養成・配置等の促進</p> <p>(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進</p> <p>(6) 現場急行支援システムの検討</p> <p>(7) 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 救助・救急体制の整備・拡充（消防救急課、奈良県消防長会）</p> <p style="padding-left: 2em;">より高度な救急救命措置を行うことができるよう、消防本部における救急車両・救助資機材等の充実を図るため、国庫補助金等を活用した整備を推進する。</p> <p>(2) 多数傷者発生時における救助・救急体制の充実</p> <p style="padding-left: 4em;">（消防救急課、奈良県消防長会、地域医療連携課）</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備、救護訓練の実施及び消防機関と医療機関等の連携による救助・救急体制の充実を図る。（消防救急課）</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 多数傷病者発生時に対応する災害派遣医療チーム（DMAT）の技能維持、向上を図る。（地域医療連携課）</p> <p style="text-align: right; padding-right: 2em;">予算額 2,913千円</p> <p>(3) 自動体外式除細動器（AED）の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進（健康・安全教育課、奈良県消防長会）</p> | |

教職員及び児童・生徒に対する自動体外式除細動器の使用も含めた心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 予算額 74千円

ア 学校（地域）における心肺蘇生法等の知識・実技の普及

(7) 教職員の資質向上を図るための研修会を開催

- ・ 高等学校等安全教育研究会研修会 11月開催予定
- ・ 健康教育研究大会（安全部会） 12月14日開催予定
- ・ 安全教育指導者研修会 1月下旬開催予定

(4) 児童・生徒等に対する BLS 教育の普及

- ・ 心肺蘇生法トレーニングツール（あっぱくんライト）の学校等への貸出
(通年で適宜対応)

(5) 「安全指導の手引き」を活用し、安全教育の推進を図る。

イ 各種研修会・講習会等の開催を通して県安全教育研究協議会・県高等学校等安全教育研究会等の組織強化及び活性化を図る。

(4) 救急救命士の養成・配置等の促進

(消防救急課、奈良県消防長会、地域医療連携課)

ア 救急救命士の養成及び教育訓練の充実（消防救急課）

消防機関において救急救命士を計画的に配置・運用できるよう、医療機関と連携した就業前病院実習等により、その養成を図るとともに、救急救命士が行える気管挿管などの特定行為を円滑に実施するための講習及び実習の実施を推進する。また、医師の指示又は指導・助言の下に救急救命士を含めた救急隊員による応急処置等の質を保障するメディカルコントロール体制の充実を図るため、MC 協議会と関係機関との十分な連携を図る。

- ・ 病院実習実施の推進
- ・ 気管挿管再教育講習及びビデオ喉頭鏡講習の実施
- ・ 指示医師研修会の実施

イ 救急救命士の業務能力向上に寄与する実習受入医療機関の確保を図る。

(地域医療連携課)

予算額 5,649千円

(5) 消防防災ヘリコプターによる救急業務の推進（消防救急課、奈良県消防長会）

救急業務における消防防災ヘリコプターの積極的活用を推進する。

(6) 現場急行支援システムの検討（交通規制課）

「現場急行支援システム（FAST）」は、緊急車両が現場に到着するまでの時間（リスボンスタイム）短縮に寄与するものであるが、現状の道路環境下での運用では周辺

道路の渋滞発生等の各種問題を伴い、システムの旧式化も進んでいることから、新たなシステムの導入を含めて、関係機関が連携して検討を行う。

(7) 緊急通報システム・事故自動通報システムの整備

(近畿運輸局奈良運輸支局、交通規制課)

自動車アセスメントにおいて、平成30年度より事故自動通報システムを評価対象に追加しており、引き続き自動車アセスメントを通じて、自動車ユーザーの理解と関心を深め、普及促進を図る。

| | | |
|---|-----------------------|---------------|
| 節 | 6 救助・救急活動の充実 | |
| 項目 | 2 救急医療体制の整備 | |
| 実施機関 | 地域医療連携課 | |
| 1 方針・重点 | | |
| (1) 救急医療機関等の整備 | | |
| (2) ドクターヘリ事業の推進 | | |
| 2 計画概要 | | |
| (1) | 救急医療機関等の整備 (地域医療連携課) | 予算額 52,726千円 |
| 小児救急病院の輪番体制を整備することにより、休日・夜間における小児二次救急医療体制の確保を図る。 | | |
| (2) | ドクターヘリ事業の推進 (地域医療連携課) | 予算額 316,445千円 |
| ア 奈良県ドクターヘリを運航 | | |
| イ 関西広域連合のドクターヘリとの共同利用を継続しつつ、和歌山県及び三重県のドクターヘリとの相互応援を実施することにより、県全域で安定した運航体制を確保。 | | |

| | | |
|--|-----------------------------|--|
| 節 | 6 救助・救急活動の充実 | |
| 項目 | 3 救急関係機関の協力関係の確保等 | |
| 実施機関 | 消防救急課、地域医療連携課、疾病対策課、奈良県消防長会 | |
| 1 方針・重点 | | |
| (1) 救急患者の救急医療施設への迅速・円滑な収容を確保するため、消防機関・医療機関等の緊密な連携・協力関係の確保を推進するなど効果的な救急医療の整備の促進 | | |
| (2) 精神医療従事者等に対する教育研修の実施 | | |
| (3) 災害精神医療の指導者養成 | | |

2 計画概要

- (1) 救急患者の救急医療施設への迅速・円滑な収容を確保するため、消防機関・医療機関等の緊密な連携・協力関係の確保を推進するなど効果的な救急医療の整備の促進

(消防救急課、奈良県消防長会、地域医療連携課)

- ア 奈良県救急医療管制システム (e-MATCH) 事業 (消防救急課、奈良県消防長会)

ICT (情報通信技術) を活用して救急搬送における消防機関と医療機関の適切なマッチングを図る。 予算額 44,250千円

- イ 長時間搬送先が決まらない救急患者を一時的にでも受け入れる医療機関を確保することで救急搬送困難事例の解消を図る。(地域医療連携課)

予算額 8,414千円

- (2) 研修会の実施 (疾病対策課)

災害派遣精神医療チーム (DPAT) 研修の実施

精神医療従事者を対象とした教育・訓練

精神保健福祉センターにて開催予定 (計画中)

予算額 22千円

- (3) 指導者養成 (疾病対策課)

災害派遣精神医療チーム (DPAT) 統括者・事務担当者研修 (国実施) への参加

予算額 187千円

第7節 被害者支援の充実と推進

| | |
|---|-------------------|
| 節 | 7 被害者支援の充実と推進 |
| 項 目 | 1 自動車損害賠償保障制度の充実等 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、交通指導課 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進</p> <p>(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用</p> <p>(3) 無保険（無共済）車両対策の徹底</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 自動車損害賠償責任保険（共済）の適正化の推進（近畿運輸局奈良運輸支局） 自賠責保険の期限切れ、掛け忘れに注意が必要であることを、広報活動等を通じて広く国民に周知するとともに、街頭における監視活動等による注意喚起を推進し、無保険（共済）車両の運行の防止を徹底する。</p> <p>(2) 政府の自動車損害賠償保障事業の適正な運用（近畿運輸局奈良運輸支局） 自賠責保険（自賠責共済）による救済を受けられないひき逃げや無保険（無共済）車両による事故の被害者に対する救済制度である、政府の自動車損害賠償保障事業についても、引き続き適正な運用を図る。</p> <p>(3) 無保険（無共済）車両対策の徹底（交通指導課） 運輸支局等と連携して、定期的な無保険バイク取締りを実施するとともに、街頭検査時の自賠責保険加入の有無を調査し、無保険車の絶無を図る。</p> | |

| | |
|---|--------------------|
| 節 | 7 被害者支援の充実と推進 |
| 項 目 | 2 損害賠償の請求についての援助等 |
| 実施機関 | 安全・安心まちづくり推進課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 交通事故相談活動の推進</p> <p>(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 交通事故相談活動の推進 交通事故相談所の開設（安全・安心まちづくり推進課） ア 交通事故の相談活動を通して被害者等の救済を図るため、県庁内に常設の相談</p> | |

| |
|--|
| <p>所の開設をはじめ、県内4箇所にて定期の巡回相談所を開設し、交通事故相談活動の充実を図る。</p> <p>イ 相談員の資質の向上 研修会の受講及び交通事故損害賠償裁判例等、その他必須資料による研修を行い、交通事故相談員の資質の向上を図る。</p> <p>ウ 交通事故相談活動の周知徹底 交通事故相談活動の周知徹底を図るため、①「交通事故相談所案内カード」を各警察署交通課の窓口で配付、②交通安全県民運動実施要綱(チラシ)への掲載、③県安全・安心まちづくり推進課ホームページへの掲載等を実施する。</p> <p>(2) 損害賠償請求の援助活動等の強化(安全・安心まちづくり推進課) 交通事故相談所において損害賠償に関する相談を受け付けるとともに、相談内容に応じて、交通事故紛争処理センター、日弁連交通事故相談センター等の適切な機関の紹介を行う。</p> |
|--|

| | |
|---|-------------------------------|
| 節 | 7 被害者支援の充実と推進 |
| 項目 | 3 交通事故被害者等支援の充実強化 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、交通指導課、社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 自動車事故被害者及びその家族又は遺族に対する援助措置の充実</p> <p>(2) 交通事故の被害者及びその家族又は遺族の心情に配慮した対策の推進</p> <p>(3) 公共交通事故被害者等への支援</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 自動車事故被害者及びその家族又は遺族に対する援助措置の充実 交通遺児等援護事業(社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会) 交通事故等により父母等の保護者を失った児童の健全育成及びその福祉の増進を図るため、次の事業を行う。</p> <p>ア 満18歳未満の交通遺児一人あたり10万円の激励金を支給する。 <p style="text-align: right;">予算額 500千円</p> <p>イ 小学校、中学校、高等学校への入学時、交通遺児一人あたり5万円の入学祝金を支給する。 <p style="text-align: right;">予算額 350千円</p> <p>ウ 就職又は大学等への進学予定者に10万円の就職・入学準備金を支給する。 <p style="text-align: right;">予算額 300千円</p> <p>エ 遺児及び保護者を対象として、同じ境遇の者との交流を深める機会を設定するとともに、関連団体と連携した交流事業を行う。 <p style="text-align: right;">予算額 700千円</p> </p></p></p></p> | |

(7) 交流事業

奈良県交通災害遺族会、交通事故対策機構友の会メンバーとの交流（茶話会等）

(4) 関連団体が主催するイベントへの助成

- ・ 夏期野外活動
- ・ 遺族会クリスマスパーティー
- ・ 遺族会女性だけの懇親会

(2) 交通事故の被害者及びその家族又は遺族の心情に配慮した対策の推進

(交通指導課)

ア 「交通事故被害者の手引き」の活用

交通事故被害者等に刑事手続き、連絡制度等を説明した手引きを配布し、被害者等の不安感の解消に努める。

イ 被害者連絡制度の積極的な活用

死亡事故、ひき逃げ事件等被害者連絡制度の対象事件の発生時には、被害者連絡担当係を指定し、被害者等に対する支援を積極的に行う。

(3) 公共交通事故被害者等への支援（近畿運輸局）

ア 平時における取組

(7) 被害者等への支援体制の整備

公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。

(4) 事業者における支援計画作成の促進

公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。

イ 事故発生直後の対応

被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図る。

また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図る。

ウ 中長期的対応

公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。

また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。

第8節 調査研究の充実

| | |
|---|----------------------|
| 節 | 8 調査研究の充実 |
| 項 目 | 1 道路交通の安全に関する調査研究の推進 |
| 実施機関 | 交通企画課、関係機関 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究の推進</p> <p>(2) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実</p> <p>(3) 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 高齢者の交通事故防止に関する調査研究の推進（交通企画課） 高齢化社会の進展に伴う交通事故情勢の推移に対応して、高齢者が安全にかつ安心して移動・運転できるよう、適切な安全対策を実施するため、道路を利用する高齢者及び高齢運転者の交通行動特性を踏まえた効果的な交通事故防止対策の立案に関する研究を推進する。</p> <p>(2) 交通安全対策の評価・効果予測方法の充実（交通企画課） 交通安全対策のより効率的、効果的、重点的な推進を図るため、各種対策による交通事故削減効果及び人身傷害等事故発生後の被害の軽減効果について、客観的な事前評価、事後評価を効率的に行うためのデータ収集、分析・効果予測方法の充実を図る。</p> <p>(3) 安全な自動運転を実用化するための制度の在り方に関する調査研究（交通企画課） 従来の「運転者」の存在を前提としない場合における交通ルールの在り方や自動運転システムがカバーできない事態が発生した場合の安全性の担保方策等について、技術開発等の動向を踏まえつつ検討を進める。</p> | |

| | |
|--|--------------------------|
| 節 | 8 調査研究の充実 |
| 項 目 | 2 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化 |
| 実施機関 | 近畿運輸局奈良運輸支局、交通企画課 |
| <p>1 方針・重点</p> <p>(1) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化</p> <p>(2) 交通事故情報総合管理システムによるデータベースの構築と交通事故分析への活用</p> <p>(3) 各種専門家と連携した体制の充実</p> | |

(4) 情報の提供

2 計画概要

(1) 道路交通事故原因の総合的な調査研究の充実強化（近畿運輸局奈良運輸支局）

交通事故の実態を的確に把握し、効果的な交通安全施策の検討、立案等に資するため、公益財団法人交通事故総合分析センターを積極的に活用して、総合的な観点からの事故分析を推進する。

また、工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。

(2) 交通事故情報総合管理システムによるデータベースの構築と交通事故分析への活用（交通企画課）

交通事故の実態を的確に把握し、更なる交通事故死者数の削減に向けた効果的かつ詳細な交通安全施策の検討、立案等に資するため、交通事故情報総合管理システムによるデータベースの構築を図るとともに、同システムを積極的に活用して、人、道路及び車両について総合的な観点からの事故分析を行う。

(3) 各種専門家と連携した体制の充実（交通企画課）

工学、医学、心理学等の分野の専門家、大学、民間研究機関等との連携・協力の下、科学的アプローチによる交通事故の総合的調査研究を推進し、事故発生メカニズムの解明と事故予防の施策の確立に向けた体制を充実させる。

(4) 情報の提供（交通企画課）

官民の保有する交通事故調査・分析に係る情報を県民に対して積極的に提供し、交通安全に対する県民の意識の向上を図る。

第2章 鉄道交通の安全

第1節 鉄道交通環境の整備

| | |
|--|---------------------------|
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項 目 | 1 鉄道施設等の安全性の向上 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、リニア推進・地域交通対策課、鉄道事業者 |
| <p>1 方針・重点 鉄道施設等の安全性の向上</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 鉄道施設の維持管理及び補修を適切に実施するとともに、老朽化が進んでいる橋梁等の施設について、長寿命化に資する補強・改良を進める。特に、人口減少等による輸送量の伸び悩み等から厳しい経営を強いられている地域鉄道については、安全性の向上に必要な施設・設備の更新等に対して支援を実施する。研究機関の専門家による技術支援制度を活用する等して技術力の向上についても推進する。</p> <p>また、多発する自然災害へ対応するために、防災・減災対策の強化が喫緊の課題となっている。このため、切土や盛土等の土砂災害への対策の強化等を推進する。</p> <p>南海トラフ地震等に備えて、鉄道ネットワークの維持や一時避難場所としての機能の確保等を図るため、転落・接触事故の発生状況、駅やホームの構造・利用実態、駅周辺エリアの状況などを勘案し、優先度が高いホームでのホームドアの整備を加速化することを目指し、また、ホームドアの整備等のハード対策や駅員等による乗車・降車の誘導案内を始めとするソフト対策による総合的な転落防止対策を、新技術等の活用も踏まえ検討する。併せて、令和4年3月に発生した福島県沖を震源とする地震による東北新幹線の脱線及び施設被害を受けて検証委員会を開催し検証を行っている。今回、検証委員会による中間とりまとめが公表されたことから、取りまとめを踏まえ福島県沖を震源とする地震において、顕著な被害が発生したものと同様の高架橋について、耐震補強の前倒しを図る。(近畿運輸局、リニア推進・地域交通対策課、鉄道事業者)</p> | |

| 事業整備項目 | | 事業量 | 事業費(千円) |
|--------------------------------------|----------|---------|---------|
| 線 路 施 設 等 の 整 備 | 軌道強化 | 10,400m | 661,569 |
| | 橋りょう改良 | 3箇所 | 142,300 |
| | 駅改良 | 8駅 | 660,720 |
| | トンネル改良 | 0箇所 | 0 |
| | 防災施設・その他 | 1箇所 | 334,739 |

※ 事業量の欄に計上できないものは事業費に計上している。

(2) 鉄道駅利用者の安全性の向上を図るとともに、発災時における鉄道駅の緊急応急活動拠点機能を確保するため、県内の主要な鉄道駅の耐震補強を推進する。

また、障害者や高齢者等をはじめとする全ての人々にとって移動の円滑化に配慮された安全で快適な鉄道駅の整備を促進する。(リニア推進・地域交通対策課)

予算額 145,384千円

| | |
|---|--------------|
| 節 | 1 鉄道交通環境の整備 |
| 項 目 | 2 運転保安設備等の整備 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| <p>1 方針・重点 運転保安設備等の整備</p> <p>2 計画概要 曲線部等への速度制限機能付きATS等、運転士異常時列車停止装置、運転状況記録装置等について、法令により整備の期限が定められたもの※の整備については、平成28年6月までに完了したが、整備の期限が定められていないものの整備については引き続き推進を図る。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> <p>※ 1時間あたりの最高運行本数が往復10本以上の線区の施設又はその線区を走行する車両若しくは運転速度が100km/hを超える車両又はその車両が走行する線区の施設について10年以内に整備するよう義務付けられたもの。</p> | |

| 整備事業項目 | | 事業量 | 事業費(千円) |
|----------------------------|---------|-------|---------|
| 運 転 保 安 設 備 | 自動閉そく信号 | 85箇所 | 43,275 |
| | CTC | 0箇所 | 0 |
| | 連動装置 | 2箇所 | 131,118 |
| | ATS | 213箇所 | 23,665 |
| | 列車無線装置 | 0箇所 | 0 |
| | 信号機改良等 | 0箇所 | 0 |

※ 事業量の欄に計上できないものは事業費に計上している。

第2節 鉄道交通の安全に関する知識の普及

| | |
|---------|--|
| 節 | 2 鉄道交通の安全に関する知識の普及 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | <p>鉄道交通の安全に関する知識の普及</p> |
| 2 計画概要 | <p>運転事故の約9割を占める人身障害事故と踏切障害事故の多くは、利用者や踏切通行者、鉄道沿線住民等が関係するものであることから、これらの事故の防止には、鉄道事業者による安全対策に加えて、利用者等の理解と協力が必要である。このため、学校、沿線住民、道路運送事業者等を幅広く対象として、関係機関等の協力の下、全国交通安全運動や踏切事故防止キャンペーン等において広報活動を積極的に行い、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させる。</p> <p>また、これらの機会を捉え、駅ホーム及び踏切道における非常押ボタン等の安全設備について分かりやすい表示の整備や非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図る。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> <p>(計画の内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動 (令和5年5月11日～5月20日) ・ 秋の全国交通安全運動 (令和5年9月21日～9月30日) ・ 踏切事故防止キャンペーン (令和5年11月1日～11月10日) |

第3節 鉄道の安全な運行の確保

| | |
|---|---------------|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 1 保安監査の実施 |
| 実施機関 | 近畿運輸局 |
| <p>1 方針・重点 保安監査の実施</p> <p>2 計画概要 鉄道事業者に対し、計画的に保安監査を実施するほか、重大な事故、同種トラブル等の発生を契機に臨時に保安監査を実施するなど、メリハリの効いた効果的な保安監査を実施することにより、鉄道輸送の安全を確保する。保安監査においては、施設及び車両の保守管理状況、運転取扱いの状況、乗務員等に対する教育訓練の状況等を確認し、適切な指導を行うとともに、過去の指導のフォローアップを実施する。 このほか、年末年始の輸送等安全総点検により、事業者の安全意識を向上させる。 (近畿運輸局)</p> | |

| | |
|---|---------------|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 2 運転士の資質の保持 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| <p>1 方針・重点 運転士の資質の保持</p> <p>2 計画概要 運転士の資質の向上等を目的として、動力車操縦者運転免許試験の適正な実施をはじめ、動力車操縦者運転免許に関する省令に基づく取組を推進する。また、運転士が作業を行うのに必要な知識及び技能を保有させるための教育及び訓練が適切に実施されるよう運転管理者会議の開催等の機会を捉えて適切に指導する。さらに、入手した運転士の取扱い誤りに原因があるおそれがあると認められる事態の情報については、その情報の共有と活用を図るため、とりまとめを行い、鉄軌道事業者へ周知する。 (計画の内容) 全国交通安全運動、年末年始の輸送等に関する安全総点検、安全運転推進運動における査察及び年度監査計画における保安監査等（近畿運輸局、鉄道事業者）</p> | |

| | |
|---|--------------------|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 3 安全上のトラブル情報の共有・活用 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| <p>1 方針・重点 安全上のトラブル情報の共有・活用</p> <p>2 計画概要 主要な鉄道事業者の安全担当者等による鉄道保安連絡会議を開催し、事故等及びその再発防止対策に関する情報共有等を行う。また、安全上のトラブル情報を収集し、速やかに鉄道事業者へ周知・共有することにより事故等の再発防止に活用する。 また、国への報告対象となっていない安全上のトラブル情報について、鉄道事業者による情報共有化を推進する。さらに、運転状況記録装置等の活用や現場係員による安全上のトラブル情報の積極的な報告を推進するよう指導する。 (近畿運輸局、鉄道事業者)</p> | |

| | |
|--|---------------|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 4 気象情報等の充実 |
| 実施機関 | 奈良地方気象台、鉄道事業者 |
| <p>1 方針・重点 気象情報等の充実</p> <p>2 計画概要 鉄道交通に影響を及ぼす台風、大雨、大雪、竜巻等の激しい突風、地震、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、乗務員等が必要な措置を迅速にとり得るよう、特別警報・警報・予報等を適時・適切に発表して事故の防止・軽減に努める。 また、これらの情報の内容の充実と効果的利活用の促進を図るため、「第1章第3節6 道路交通に関連する情報の充実」で述べた気象観測予報体制の整備、地震・火山監視体制の整備、各種情報の提供、気象知識等の普及を行う。 特に、竜巻等の激しい突風による列車転覆等の被害の防止に資するため、竜巻注意情報を適時・適切に発表するとともに、分布図形式の短時間予測情報として竜巻発生確度ナウキャストを提供する。また、走行中の列車における地震発生時の転覆等の被害の防止に資するため、緊急地震速報（予報及び警報）の鉄道交通における利活用の推進を図る。 鉄道事業者は、気象情報等を早期に収集・把握し、運行管理へ反映させることで、鉄道施設の被害軽減及び列車運行の安全確保に努める。</p> | |

(奈良地方気象台、鉄道事業者)

| | |
|---------|--|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 5 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | 大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 |
| 2 計画概要 | <p>国及び鉄道事業者における、夜間・休日の緊急連絡体制等を点検・確認し、大規模な事故又は災害が発生した場合に、迅速かつ的確な情報の収集・連絡を行う。</p> <p>また、主要幹線における輸送障害等の社会的影響を軽減するため、鉄道事業者に対し、外国人を含む利用者への適切な情報提供を行うとともに、迅速な復旧に必要な体制を整備するよう指導する。</p> <p>さらに、鉄道事業者に対して、降雪時等において、状況に応じて迅速な除雪が行えるよう、除雪車の出動準備、除雪体制の確認を行い、長時間にわたる駅間停車が発生すると見込まれる場合には、乗客の安全確保を最優先とし、運行再開と乗客救出の対応を並行して行うことを徹底するとともに、利用者への適切な情報提供等を行うよう指導する。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> |

| | |
|---------|---|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 6 運輸安全マネジメント評価の実施 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | 運輸安全マネジメント評価の実施 |
| 2 計画概要 | <p>事業者が社内一丸となった安全管理体制を構築・改善し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価については、運輸防災マネジメント指針を活用し、自然災害への対応を運輸安全マネジメント評価において重点的に確認するなど、事業者の取組の深化を促進する。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> |

| | |
|------|---------------|
| 節 | 3 鉄道の安全な運行の確保 |
| 項目 | 7 計画運休への取組 |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |

1 方針・重点

計画運休への取組

台風などの悪天候時に、あらかじめ運休を決定し前広に情報提供を行い、安全確保と混乱防止につなげる。

2 計画概要

(1) 鉄道事業者に対し、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれが予測される場合は、一層気象状況に注意するとともに、安全確保の観点から、路線の特性に応じて、前広に情報提供した上で計画的に列車の運転を休止するなど、安全の確保に努めるよう指導する。

また、対応に関する情報提供を行うに当たっては、内容・タイミング・方法について留意させるとともに、外国人利用者にも対応するため、多言語案内体制の強化も指導する。（近畿運輸局）

(2) 原則として2日前までに「計画運休を実施する可能性があること」、前日までに「計画運休を実施すること」の情報提供を行い、鉄道利用者に不要不急の外出を控えていただく。

駅頭掲示、HP（twitter 含む）、行政機関及び報道機関等を通じて、海外からお越しの鉄道利用者へのご案内にも十分配慮し、丁寧な情報提供を実施する。

（鉄道事業者）

第4節 鉄道車両の安全性の確保

| | |
|---------|---|
| 節 | 4 鉄道車両の安全性の確保 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | 鉄道車両の安全性の確保 |
| 2 計画概要 | 発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直す。(近畿運輸局、鉄道事業者) |

第5節 救助・救急活動の充実

| | |
|---------|---|
| 節 | 5 救助・救急活動の充実 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者、奈良県消防長会 |
| 1 方針・重点 | 救助・救急活動の充実 |
| 2 計画概要 | 鉄道の重大事故等に備え、避難誘導、救助・救急活動を迅速かつ的確に行うため、異常時を想定した訓練の充実や鉄道事業者と消防機関、医療機関その他の関係機関との連携・協力体制の強化を図る。(近畿運輸局、鉄道事業者、奈良県消防長会) |

第6節 被害者支援の推進

| | |
|---|-------------|
| 節 | 6 被害者支援の推進 |
| 項目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| <p>1 方針・重点 被害者支援の推進</p> <p>2 計画概要</p> <p>(1) 平時における取組（近畿運輸局、鉄道事業者）</p> <p>ア 被害者等への支援体制の整備 公共交通事故被害者支援室において、被害者等からの相談を受け付けるとともに、被害者等への支援に携わる職員に対する教育訓練の実施、関係機関等とのネットワーク形成等を図る。</p> <p>イ 事業者における支援計画作成の促進 公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、事業者に対して計画の策定を促すなど、被害者等に対する支援の充実に向けた取組を図る。</p> <p>(2) 事故発生直後の対応（近畿運輸局、鉄道事業者） 被害者等に対する窓口を設置し、安否情報・事故情報等の提供に関する被害者等からの要望を関係行政機関、公共機関、地方公共団体及び事業者に伝えること等を通じて、被害者等に役立つ情報を収集・整理し、正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するように図る。 また、被害者等が事故現場において行う安否確認等の活動のために必要な支援が確保されるよう、被害者等からの要望を事業者等に伝えて必要な対応を要請し、また現場における受入体制等に関する情報を被害者等に提供するなど、被害者等への窓口を通じて、被害者等からの問合せ・相談に的確に対応するように図る。</p> <p>(3) 中長期的対応（近畿運輸局、鉄道事業者） 公共交通事故被害者等への支援を行う体制において、被害者等のための窓口を設置し、被害者等からの要望を踏まえ、事故調査の状況や規制の見直し、事業者の安全対策に関する説明について必要なコーディネートを図る。 また、被害者等からの相談を受け、必要に応じて、事業者が策定する公共交通事故被害者等への支援に関する計画に基づく支援やその他事業者による支援について、事業者に指導・助言を行うとともに、被害者等に対して関係機関や心のケアの専門家を紹介する等の取組を図る。</p> | |

第7節 鉄道事故等の原因究明と再発防止

| | |
|---------|---|
| 節 | 7 鉄道事故等の原因究明と再発防止 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | <p>鉄道事故等の原因究明と再発防止</p> |
| 2 計画概要 | <p>鉄道事故及び鉄道事故の兆候（鉄道重大インシデント）の原因究明を迅速かつ的確に行うため、調査を担当する職員に対する専門的な研修を充実させ、調査技術の向上を図るとともに、各種調査用機器の活用により分析能力の向上に努め、もって鉄道事故の防止に寄与する。</p> <p>また、過去の事故等調査で得られたノウハウや各種分析技術、事故分析結果等のストックの活用により総合的な調査研究を推進し、その成果を原因の究明に反映させる。</p> <p>さらに、関係者のニーズを踏まえ、特定の事故類型の傾向・問題点・防止策の分析結果や、個別の事故等調査の結果を分かりやすい形で紹介するなどの事故等の防止につながる啓発活動を行うとともに、過去の事故等調査結果を有効活用するためデータベースのコンテンツ等を充実させる。（近畿運輸局、鉄道事業者）</p> |

第8節 研究開発及び調査研究の充実

| | |
|---------|---|
| 節 | 8 研究開発及び調査研究の充実 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | 研究開発及び調査研究の充実 |
| 2 計画概要 | <p>鉄道の安全性向上に関する研究開発を推進する。</p> <p>このため、独立行政法人自動車技術総合機構交通安全環境研究所においては、より安全度の高い鉄道システムを実現するため、施設、車両、運転等に関する新技術の評価とその効果予測に関する研究及びヒューマンエラー事故の防止技術に関する研究を行う。</p> <p>また、安全度の高い新しい交通システムの実用化を促進するため、安全性・信頼性評価に関する研究を推進する。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> |

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

| 節 | 1 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-----------|--------|-----|---------|-----------|-----|---|-------------|-----|---------|--------|-----|---------|-----------|-----|-----------|
| 項 目 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者、関係機関 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 方針・重点 | 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 計画概要 | <p>遮断時間が特に長い踏切道（開かずの踏切）や、主要な道路で交通量の多い踏切道等については、抜本的な交通安全対策である連続立体交差化等により、除却を促進するとともに、道路の新設・改築及び鉄道の新線建設に当たっては、極力立体交差化を図る。</p> <p>加えて、立体交差化までに時間の掛かる「開かずの踏切」等については、効果の早期発現を図るため各踏切道の状況を踏まえ、歩道拡幅等の構造の改良や歩行者等立体横断施設の設置等を促進する。</p> <p>なお、歩道が狭隘な踏切についても、踏切道内において歩行者と自動車等が錯綜することがないように事故防止効果の高い構造への改良を促進する。</p> <p>さらに、特定道路や高齢者・障害者の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障害者誘導用ブロックの整備等により安全な歩行空間の確保を促進する。</p> <p>また、立体交差化、構造の改良等に加え、当面の対策（カラー舗装等）や踏切・駅周辺対策等ソフト・ハード両面からできる対策を行う。</p> <p style="text-align: right;">（近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者）</p> <p>（近畿運輸局）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">事業整備項目</th> <th style="width: 20%;">事業量</th> <th style="width: 40%;">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切道の立体交差化</td> <td style="text-align: center;">0箇所</td> <td style="text-align: right;">0</td> </tr> <tr> <td>踏切道の構造改良の促進</td> <td style="text-align: center;">2箇所</td> <td style="text-align: right;">196,599</td> </tr> </tbody> </table> <p>（道路建設課）（p.7再掲）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">事業整備項目</th> <th style="width: 20%;">事業量</th> <th style="width: 40%;">事業費（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切道の立体交差化</td> <td style="text-align: center;">5箇所</td> <td style="text-align: right;">2,086,275</td> </tr> </tbody> </table> | | 事業整備項目 | 事業量 | 事業費（千円） | 踏切道の立体交差化 | 0箇所 | 0 | 踏切道の構造改良の促進 | 2箇所 | 196,599 | 事業整備項目 | 事業量 | 事業費（千円） | 踏切道の立体交差化 | 5箇所 | 2,086,275 |
| 事業整備項目 | 事業量 | 事業費（千円） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 踏切道の立体交差化 | 0箇所 | 0 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 踏切道の構造改良の促進 | 2箇所 | 196,599 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業整備項目 | 事業量 | 事業費（千円） | | | | | | | | | | | | | | | |
| 踏切道の立体交差化 | 5箇所 | 2,086,275 | | | | | | | | | | | | | | | |

第2節 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

| 節 | 2 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | | | | | | | | | |
|---------|--|---------|-----|---------|--------|-------|--------|---------|-----|---|
| 項 目 | | | | | | | | | | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、交通規制課、鉄道事業者 | | | | | | | | | |
| 1 方針・重点 | 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施 | | | | | | | | | |
| 2 計画概要 | <p>(1) 遮断機の整備された踏切道は、踏切遮断機の整備されていない踏切道に比べて事故発生率が低いことから、踏切道の利用状況、踏切道の幅員、交通規制の実施状況等を勘案し、着実に踏切遮断機の整備を行う。</p> <p>列車運行本数が多く、かつ、列車の種別等により警報時間に差が生じているものについては、必要に応じ警報時間制御装置の整備等を進め、踏切遮断時間を極力短くする。</p> <p>自動車交通量の多い踏切道については、道路交通の状況、事故の発生状況等を勘案して必要に応じ、障害物検知装置、オーバーハング型警報装置、大型遮断装置等、より事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進める。</p> <p>高齢者等の歩行者対策としても効果が期待できる、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進する。</p> <p>なお、これらの踏切保安設備の整備に当たっては、踏切道改良促進法に基づく補助制度を活用して整備を推進する。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事業整備項目</th> <th style="text-align: center;">事業量</th> <th style="text-align: center;">事業費(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>踏切保安設備</td> <td style="text-align: center;">111箇所</td> <td style="text-align: center;">72,836</td> </tr> <tr> <td>踏切道の格上げ</td> <td style="text-align: center;">0箇所</td> <td style="text-align: center;">0</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 踏切道における適正な交通規制の実施(交通規制課)</p> <p>道路の交通量、踏切道の幅員、踏切保安設備の整備状況、迂回路の状況等を勘案し、必要に応じ、自動車通行止め、大型自動車通行止め、一方通行等の交通規制を実施するとともに、適宜見直しを実施する。</p> | 事業整備項目 | 事業量 | 事業費(千円) | 踏切保安設備 | 111箇所 | 72,836 | 踏切道の格上げ | 0箇所 | 0 |
| 事業整備項目 | 事業量 | 事業費(千円) | | | | | | | | |
| 踏切保安設備 | 111箇所 | 72,836 | | | | | | | | |
| 踏切道の格上げ | 0箇所 | 0 | | | | | | | | |

第3節 踏切道の統廃合の促進

| | |
|---------|--|
| 節 | 3 踏切道の統廃合の促進 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、鉄道事業者 |
| 1 方針・重点 | 踏切道の統廃合の促進 |
| 2 計画概要 | <p>踏切道の立体交差化、構造の改良等の事業の実施に併せて、近接踏切道のうち、その利用状況、う回路の状況等を勘案して、第3、4種踏切道など地域住民の通行に特に支障を及ぼさないと認められるものについて、統廃合を進めるとともに、これら近接踏切道以外の踏切道についても同様に統廃合を促進する。</p> <p>ただし、構造改良のうち、踏切道に歩道がないか、歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性を考慮して、近接踏切道の統廃合を行わずに実施できることとする。(近畿運輸局、鉄道事業者)</p> |

第4節 その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

| | |
|---------|--|
| 節 | 4 その他踏切道の交通の安全及び円滑化を図るための措置 |
| 項 目 | |
| 実施機関 | 近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者、関係機関 |
| 1 方針・重点 | <p>その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置</p> |
| 2 計画概要 | <p>緊急に対策が必要な踏切道は、踏切道の諸元や対策状況等を記した「踏切安全通行カルテ」により、透明性を保ちながら各踏切の状況を踏まえた対策を重点的に推進する。</p> <p>また、踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、必要に応じて、踏切道予告標、踏切信号機の設置等を進める。</p> <p>自動車運転者や歩行者等の踏切道通行者に対し、交通安全意識の向上及び踏切支障時における非常押ボタンの操作等の緊急措置の周知徹底を図るため、踏切事故防止キャンペーンを推進する。</p> <p>また、学校等において、踏切の通過方法等の教育を引き続き推進するとともに、鉄道事業者等による高齢者施設や病院等の医療機関へ踏切事故防止のパンフレット等の配布を促進する。踏切事故による被害者等への支援についても、事故の状況等を踏まえ、適切に対応していく。</p> <p>さらに、ICT技術の発展やライフスタイルの変化等、社会を取り巻く環境の変化を見据え、更なる踏切道の安全性向上を目指し、対策を検討する。平常時の交通の安全及び円滑化等の対策に加え、災害時においても、踏切道の長時間遮断による救急・救命活動や緊急物資輸送に支障の発生などの課題に対応するため、災害時の管理方法の指定制度に基づき、道路管理者と鉄道事業者が、災害時の長時間遮断が生じないよう、連絡体制や優先開放の管理方法の策定に向けた協議を行い、取組を推進する。</p> <p>また、安全な避難及び緊急輸送等を行うための道路について道路管理者及び鉄道事業者と協議を行い、当該道路に係る踏切道が長時間遮断され迂回対応では大きく支障がきたす場合には、優先的に開放に向けて取組む必要がある踏切道を指定する。指定された踏切道については、道路管理者及び鉄道事業者と調整を行い、開放に向けての連絡体制、対処方法等を定めて要領を作成し、訓練等定期的実施する。</p> <p>このほか、踏切道に接続する道路の幅員については、踏切道において道路の幅員差が新たに生じないよう努めるものとする。(近畿運輸局、道路建設課、鉄道事業者)</p> |

(計画の内容)

- ・ 踏切事故防止キャンペーン (令和5年11月1日～11月10日)
- ・ 春の全国交通安全運動 (令和5年5月11日～5月20日)
- ・ 秋の全国交通安全運動 (令和5年9月21日～9月30日)

奈良県交通安全対策会議構成員

| 会 長 奈 良 県 知 事 | | | | |
|-----------------|------------|-------------|-----------------|------------|
| | 機 関 名 | 委 員 | 幹 事 | |
| | | 職 名 | 職 名 | |
| 1号 | 近畿管区警察局 | 広域調整部長 | 広域調整第二課長 | |
| | 近畿経済産業局 | 総務企画部長 | 総務課長 | |
| | 奈良地方気象台 | 台長 | 防災管理官 | |
| | 奈良労働局 | 局長 | 労働基準部健康安全課長 | |
| | 近畿地方整備局 | 局長 | 奈良国道事務所長 | |
| | 近畿運輸局 | 総務部長 | 安全防災・危機管理課長 | |
| | | | 奈良運輸支局長 | |
| 奈良運輸支局首席運輸企画専門官 | | | | |
| 近畿総合通信局 | 総務部長 | 総務部企画課長 | | |
| 2号 | 奈良県教育委員会 | 教 育 長 | 人権・地域教育課長 | |
| | | | 健康・安全教育課長 | |
| | | | 教育研究所教育支援部長 | |
| 3号 | 奈良県警察本部 | 本 部 長 | 交通企画課長 | |
| | | | 交通規制課長 | |
| | | | 交通指導課長 | |
| | | | 運転免許課長 | |
| 4号 | 奈 良 県 | 副 知 事 | 広報広聴課長 | |
| | | | 防災統括室長 | |
| | | 危 機 管 理 監 | 消防救急課長 | |
| | | | 安全・安心まちづくり推進課長 | |
| | | | 青少年・社会活動推進課長 | |
| | | | こども家庭課長 | |
| | | | 地域福祉課長 | |
| | | 県土マネジメント部長 | 長寿・福祉人材確保対策課長 | |
| | | | 障害福祉課長 | |
| | | | 地域医療連携課長 | |
| | | | 森林資源生産課長 | |
| | | | 警 察 本 部 交 通 部 長 | ならの観光力向上課長 |
| | | | | 農村振興課長 |
| 道路建設課長 | | | | |
| 道路マネジメント課長 | | | | |
| 6号 | 市 長 会 | 会 長 | 事務局長 | |
| | 町 村 会 | 会 長 | 事務局長 | |
| | 奈良県消防長会 | 会 長 | 警防・防災部長 | |
| 特別 | 西日本旅客鉄道（株） | 近畿統括本部阪奈支社長 | 近畿統括本部安全推進部課長 | |

作 成 奈良県交通安全対策会議
発行・編集 奈良県総務部知事公室 安全・安心まちづくり推進課
奈良市登大路町 30 番地 TEL (0742) 27-8730